

令和5年度 第1回函南町総合教育会議 次第

令和5年8月23日（水）

午後1時10分～

函南町役場2階 大会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議 事

(1) 町内中学校の外国語指導助手（ALT）の効果的な活用に向けて

(2) 第四次函南町子どもの読書活動推進計画策定について

(3) 第二期函南町スポーツ推進計画策定について

(4) 報告事項について

ア 学校部活動の地域連携に向けた取り組みについて

イ チャレンジ教室、ステップルームの利用状況について

5 そ の 他

6 閉 会

令和5年度 第1回 函南町総合教育会議 出席者名簿

構成員

(敬称略)

役職名	氏 名	備考
函南町長	仁科 喜世志	
函南町教育長	久保田 浩子	
函南町教育委員	渡邊 博文	
函南町教育委員	小永井 博之	
函南町教育委員	宮城島 美津穂	
函南町教育委員	勝俣 聡子	

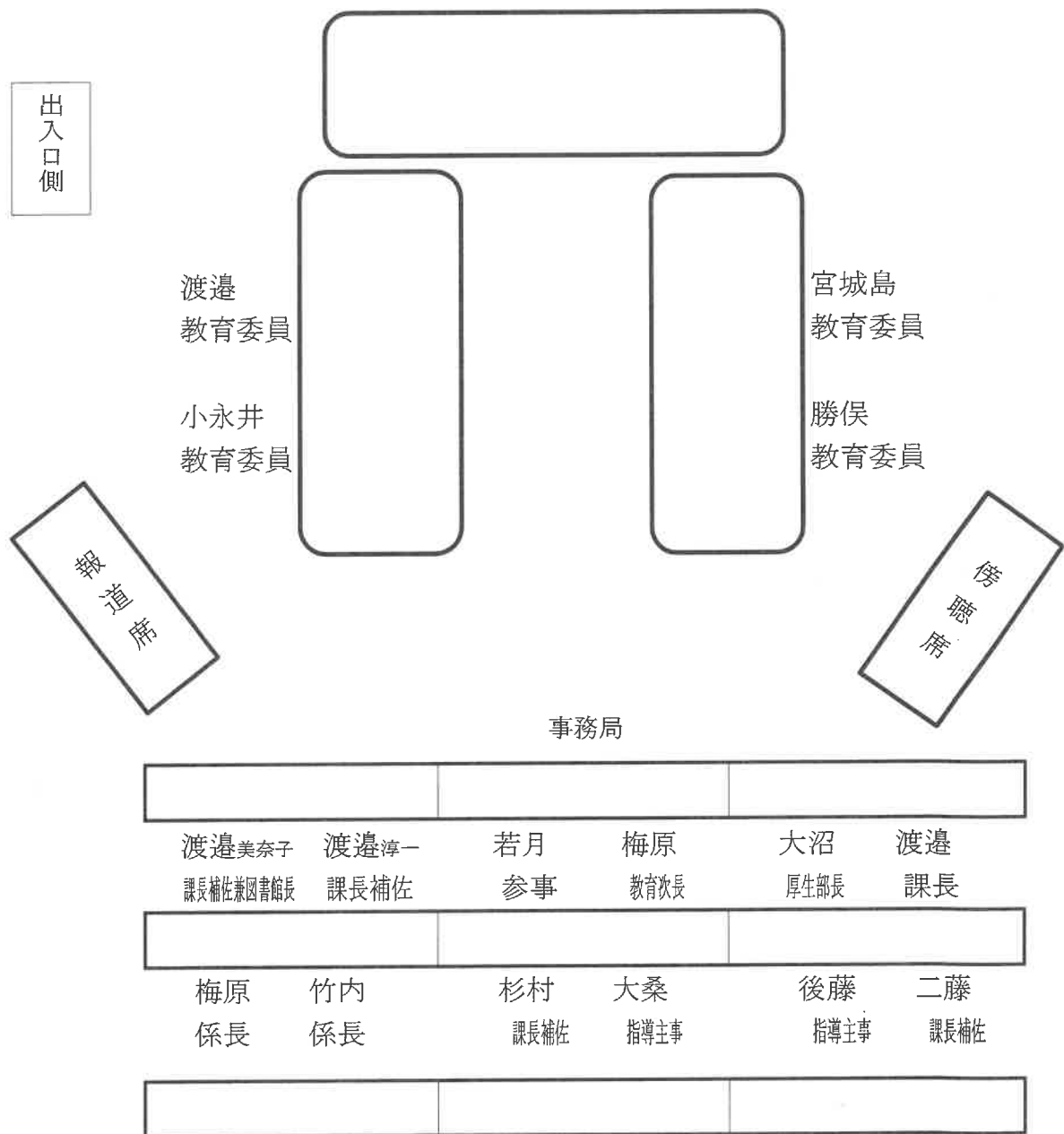
事務局職員

	役職名	氏 名
教育委員会	教育次長兼学校教育課長	梅原 宏幸
	学校教育課 参事	若月 哲也
	学校教育課 指導主事	大桑 政記
	学校教育課 指導主事	後藤 卓
	学校教育課 課長補佐	杉村 睦
	生涯学習課 課長	飯島 美貴
	生涯学習課 課長補佐	渡邊 淳一
	生涯学習課 課長補佐	渡邊 美奈子
	生涯学習課 係長	竹内 綾子
	生涯学習課 係長	梅原 彰祐
厚生部	厚生部長	大沼 裕幸
	子育て支援課 課長	渡邊 卓司
	子育て支援課 課長補佐	二藤 光

令和5年度 第1回 函南町総合教育会議 座席表

会場 函南町役場2階 大会議室

久保田教育長 仁科町長



— 令和5年度 第1回 函南町総合教育会議 資料 —

1 議 事

- (1) 町内中学校の外国語指導助手（ALT）の効果的な活用に向けて・・・資料1
- (2) 第四次函南町子どもの読書活動推進計画策定について・・・資料2
- (3) 第二期函南町スポーツ推進計画策定について・・・資料3
- (4) 報告事項について
 - ア 学校部活動の地域連携に向けた取り組みについて(報告)・・・資料4
 - イ チャレンジ教室、ステップルームの利用状況について(報告)・・・資料5

2 その他

資料Ⅰ

議事

- (1) 町内中学校の外国語指導助手（ALT）の効果的な活用に向けて

町内中学校の外国語指導助手（ALT）の効果的な活用に向けて

1 外国語（英語）科の目標として求められるもの

(1) 学習指導要領（平成 29 年告示）における外国語科の目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、簡単な情報や考えなどを理解したり表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を（中略）育成することを目指す。

(2) 内容の改善・充実

現行の学習指導要領では、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことのうち、「話すこと」が「やり取り」と「発表」に分けられました。「話すこと [やり取り]」は、互いの考えや気持ちなどを伝え合う対話的な言語活動を一層重視する観点から新たに設定されました。

2 ALTの活用について

(1) 令和 4 年度までの ALT の活用の現状

	小学校 3、4 年 【外国語活動】	小学校 5、6 年 【外国語】	中学校 【英語】
週授業時数	1 時間	2 時間	4 時間
授業形態	原則すべて日本人教師とALTによる チームティーチング		授業計画により、ALTの加わる授業を 週 1（2）時間設定

小学校においては、すべての外国語（活動）の授業を日本人教師とALTのチームティーチングで実施しています。コミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成（3、4年：外国語活動の目標）、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力の育成（5、6年：外国語の目標）を目指す環境が整っており、今後もこの恵まれた環境を活かし、コミュニケーション能力の育成を継続していきます。

一方、中学校においては、小学校での外国語（活動）本格実施により、生徒の英語に対する興味・関心や習熟の差が従来よりも顕著となり、これまで以上に指導の工夫が求められています。特に、新たに設定された「話すこと [やり取り]」の領域では、即興で考えや思いを伝え合う能力を育成するための、新たな手立てや授業改善が求められています。その一つとして、ALT活用の工夫が大きなポイントとなります。

(2) ALT配置の現状

令和 2 年度からは、小学校外国語（活動）の本格実施に向け、町内小学校のALT配置人数を 2 人から 4 人に増員しました。これにより、外国語（活動）の授業すべてにALTが参加できる体制となりました。中学校においても、1 校に 1 人のALT配置を継続するとともに、従来の業務委託契約から派遣契約に切り替えることで、学校からALTに直接業務内容を指示できるようになり、英語担当とALTの

連携体制が強化されました。さらに、令和4年度のプロポーザルにより、小中学校とも同一業者となったことにより、A L T 6人体制を生かした効果的な活用方法を研究するため、以下のような計画をしました。

(3) 活用の実際

【中学校パフォーマンス評価】

中学校配属A L T 2名と、小学校配属A L T 3名の合計5名が中学校に勤務する日を年間計画に位置付けて設定しました。A L Tが個々のブースに分かれ、生徒と1対1のパフォーマンステストを実施することで、普段よりも長い時間関わることができました。まとまった時間1対1で話すことにより、用意したものを話すだけでなく、考えや気持ちのやり取りをする様子が見られ、生徒の感想からはそこで困った経験をもとに今後の意欲につなげた意見が多く見られました。

生徒の感想（抜粋）

- ・（前略）質問の答えの後に文を付け加えてみたり、たくさん質問をしてみたりすればよかったなと思ったのでそこをもう少し頑張りたいです。緊張したけど、練習通り話すことができたので良かったです。
- ・今まで、英語を勉強する意味など自分にはないと思っていたが、英語で外国の人と話すことの楽しさが少しだけ分かり、英語の勉強に励みたいと思うことができた。
- ・用意していた会話はスムーズに答えることができたと思うが、ALTの先生が話してくれた内容にうまく答えることができなかった。映像を見てみると動きが少なく、もう少し表情や手の動作をできたら良いと思った。

【日常のかかわり】

- ・帰りのあいさつ運動にも立ってもらい、生徒と交流しています。
- ・読み聞かせの時間にA L Tが英語の本の読み聞かせを行っています。
- ・各種行事に積極的に参加し、生徒と交流しています。
- ・計画的に他教科の授業に入り、子供とともに活動するなかで交流しています。
- ・休み時間など外国にルーツを持つ児童生徒や、海外からの体験入学生とコミュニケーションをとり、他の生徒との懸け橋になっています。

【東小スペシャルイングリッシュデイ】

町内全小中学校の6名のA L T、静岡県多文化共生課、都市交流協会、保護者など、外国の文化を知るさまざまな立場の方を招き、海外の文化や習慣を知ることを通して異なる文化への関心を高める活動を実施しました。A L Tは英語を使った学習活動を行うとともに、休み時間のインタビュービンゴなどを通して子供達と交流しました。A L Tとの交流により、普段以上に意欲的に活動に参加している様子が見られました。

3 ICTツールの活用に向けた模索

中学校における「話すこと [やりとり]」の能力育成のため、ALTの活用と合わせてICT活用の可能性について模索しました。

(1) 無償トライアルを実施（町内中学校2校、1，2年生を対象）

数多くの英語学習用の動画から、興味を持ったものを端末で視聴し、それをもとにした聞き取り練習や音読練習、AIとのやり取り練習ができるアプリについて、無償トライアルを実施しました。

(2) トライアル実施後生徒アンケートを実施

対象：町内2中学校の生徒 399人

○利用可能期間にどのくらい使用しましたか	A社	B社
よく使用した	4%	14%
たまに使用した	19%	26%
あまり使用しなかった	32%	25%
ほとんど使用しなかった	45%	35%

○使ってみてよい点と問題点がありましたら、具体的に記入してください。	
A社	B社
【よい点】（抜粋） ・発音がきれい ・自分にあった練習ができる。 ・繰り返し、英単語を学べる。 ・ネイティブの発音が聞ける。 ・わからない単語や文法を教えてくれる。	【よい点】（抜粋） ・自分のレベルが分かりやすい。 ・楽しみながら勉強できた。 ・アニメや動画の切り抜きで興味がもてる。 ・ランキングが出てやる気が出る。 ・たくさんの英単語を学ぶことができる。
【問題点】（抜粋） ・間違った答えでも正解になってしまう。 ・聞き取りづらい。 ・同じレベルでも差がありすぎる。 ・授業の中で一斉に使うには向かない。 ・やろうとしたことと違う指示が出る。	【問題点】（抜粋） ・テーマが豊富ではない。 ・音声を読み取れない時がある。 ・動画を見ただけで満足してしまう。 ・操作が難しい。 ・自分に合うレベルがない。

繰り返し練習ができることから意欲をもって取り組めたという意見が多数ありました。一方レベルやテーマの選択については、選ぶことができる利点を感じている生徒と、自分にあったものがないという生徒の総合がいました。また、授業の中で周りに友達がいる中で使うことに抵抗があるといった意見や、AIの精度についての課題がみられました。

(3) トライアル実施後教職員の感想

【よい点】 ・生徒が楽しそうに活動していた。 ・動画を見ることでポイントがたまる制度はよい。 ・帯活動として使える可能性がある。 ・自由に試す時間をとると、積極的にやっている生徒がいた。	【問題点】 ・教科書準拠ではないため、扱いづらい。 ・家庭学習などでの活用はよいが、授業では使いづらい。 ・自由度が低く、生徒の興味に合わないところがある。 ・判定の精度が甘いことや、生徒のレベルに合わないこと。
---	--

活動の楽しさや、生徒が楽しむ仕組みなどに肯定的な意見がありました。一方で、授業での活用のしにくさや、生徒の実態に合わないなどの意見も見られました。

I C Tの活用については、早急な導入には課題があるものの、個別学習として一定の効果はみられ、今後も引き続きその活用方法について検証していく必要があります。

4 今後の方向性について

授業においてはA L Tとの直接のやり取りにより、ネイティブの英語に触れることや、状況に応じたコミュニケーションの機会を得ることができます。さらに、各校にA L Tが配置され、休み時間や行事など授業以外の場面でも交流することで、英語に親しむことができることから、A L Tの存在は非常に重要です。これらを踏まえ、今後の方向性として次のように提案します。

- ・ネイティブのA L Tとの直接のやり取りによる教育的効果は大きいので、小学校4名、中学校2名の体制を維持します。
- ・A L T6人体制が続くことでより効果的な活用方法が模索できると考えます。また、小学校外国語の教科化により、小中をつなぐ観点からも小中同一業者での委託が望ましいと考えます。R 5年度プロポーザルにより、R 6～R 7年度の中学校A L T2名の委託業者を選定し、R 8年度からは小中学校統一の契約としていきたいと考えています。

【今後のA L T委託業者選定スケジュール（案）】

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
中学校	プロポーザル 令和5年度(単年)	令和6,7年度(2か年)	小中統一 プロポーザル	令和8～10年 (3か年)
小学校	令和5～7年度(3か年)			

- ・A L T派遣業務委託に関するプロポーザルに際してはI C Tの活用を含めた業者選定をしていきます。
- ・オンラインによる交流や、動画の活用など、I C T活用については、現在の体制の中で実施できることも多くあります。I C Tの活用とその効果については引き続き検証していきます。

資料2

議事

- (2) 第四次函南町子どもの読書活動推進計画策定について

第四次函南町子どもの読書活動推進計画策定について

計画策定にあたり

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにしていくのに大きな役割を持っています。文部科学省では、「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を令和5年3月に策定しそれに基づき、不読率の低減や多様な子どもたちの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備を行い、子どもの視点に立った読書活動を推進しています。

これを踏まえ、函南町においては、令和5年度で計画期間が終了となる「第三次函南町子どもの読書活動推進計画」をアンケートや実証などに基づき見直しを行いました。図書館見学会をいつもの親子参加を変更して子どもたちのみの参加として実施したところ、子どもの自主性を育むことや友達同士のかかわり方を深めることができたという意見が寄せられました。ヤングアダルト世代では、中高生世代に人気のあるライトノベルなどを増やして欲しい。またそのような本が図書館にあることを知らない中高生も多いので周知して欲しい。中高生が興味をもつテーマの特集展示を継続して欲しい。イベントについても中高生が好む内容のものを実施して欲しいなどがあり、中高生が好むイベントについては、第三次計画には盛り込まれていない内容だったため第四次推進計画でその内容を盛り込み実施するといった要領で基本計画策定に取り組みました。継続するもの、一部変更して実施していくもの、新規で取り入れていくものを見直し、「読書のまち・かんなみ宣言」に基づき読書を楽しむ人があふれるまちを目指します。

また、第三次読書活動推進計画の基本方針の見直しにあたり、子どもたちの成長過程に合わせた支援を図書館が中心となり、関係各機関や地域・住民と連携をとりながら協力体制を構築していけるよう、わかりやすく図式化し、基本方針毎に事業仕分けを行いました。しかしながら、現在実施している子どもたちを対象としたアンケート調査がまだ終了していないため、具体的な施策については、すべてのアンケート結果が出そろったところで再度、分析、検討を行い微修正や微調整を行いながら決定していきますので、本案は中間報告とさせていただきます。

このようにして策定する「第四次函南町子どもの読書活動推進計画」に基づき、函南町では令和6年度から、家族ぐるみ、友だちぐるみ、そして町ぐるみで開かれた図書館を目指していきます。

基本方針の見直し

少子化の影響をうけ、子どもたちが健やかに育つ環境づくりが優先される社会状況にある。図書館が子どもたちの成長に欠かせない場所の一つとなるよう利用の啓発をしていく。また、持続可能な図書館運営をしていくために、SDGsの要素を取り入れ、見直しを図っていく。

素案

第三次計画

第四次推進計画

基本方針1

乳幼児期 本ともだちになろう

本と友だちになることを目指し、本との出会いの場を提供する。

基本方針2

就学期 本に親しみ、活用しよう

自主的な読書習慣を身につけることを目指し、子どもの「読みたい」の気持ちを第一にして読書環境の整備に努める。

基本方針3

成人期 本から学び、伝えよう

本から学び得た知識や情報を発信していくことを目指す。

基本方針1

成長過程に合わせた 読書活動の推進

乳幼児期から青年期まで、それぞれの年齢層に合わせた読書環境の整備や情報発信を継続し、時代が求めるニーズを研究し取り入れていく。



基本方針2

子どもの読書活動を 支える環境整備

園・学校等での読書活動の取組みを支援し、子どもたちが利用しやすい図書館の環境整備に努める。



基本方針3

町ぐるみの読書の 普及啓発

家族ぐるみ、友だちぐるみ、町ぐるみで開かれた図書館を目指す。

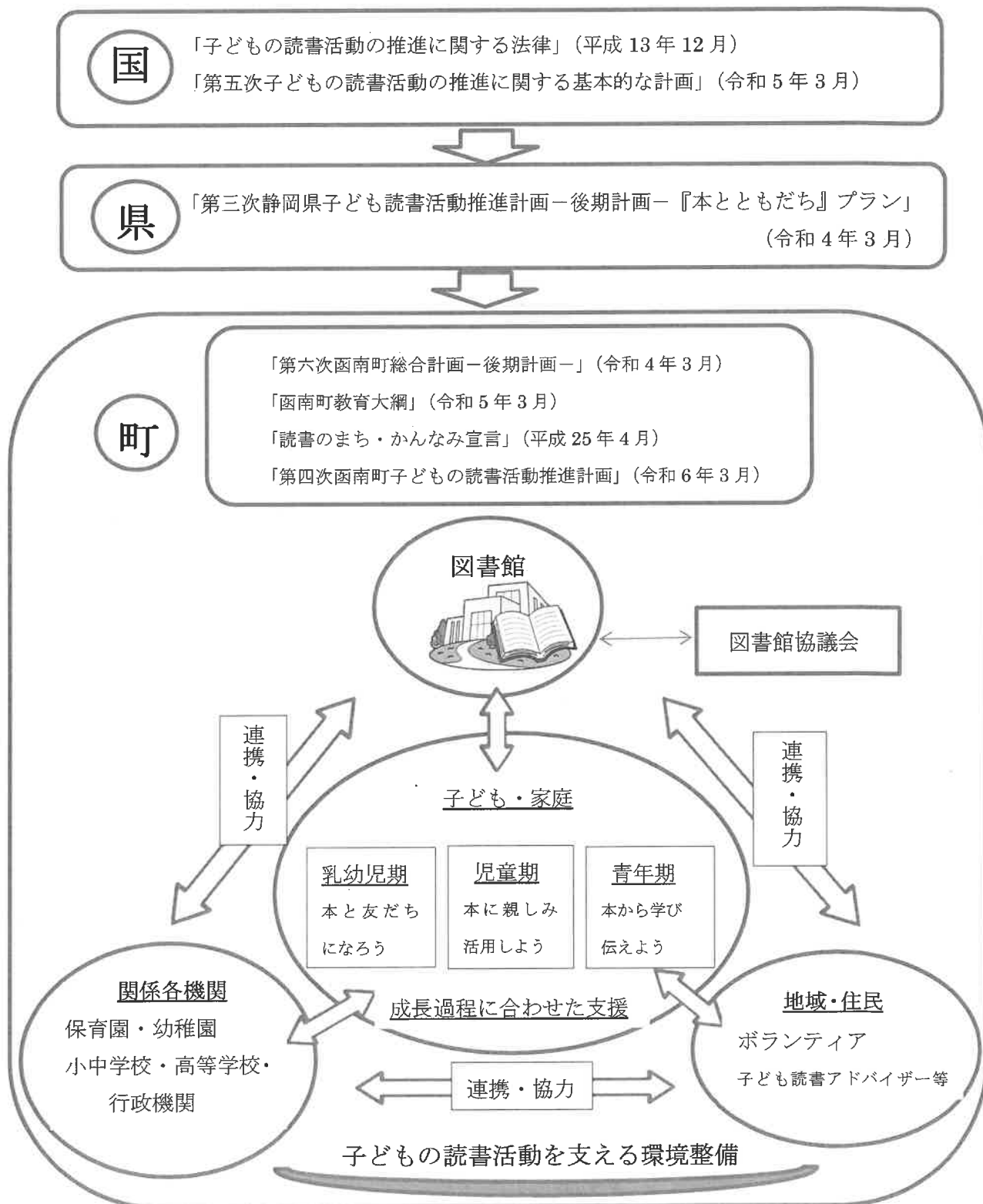


成長段階に応じた取組を継続し、図書館を中心として関係各機関との連携を取り、町ぐるみで読書の推進を図る。

計画の対象と期間

この計画でいう「子ども」とは、0歳から18歳までの者としします。なお、この計画は、対象となる子どものほか、保護者、教職員、行政関係者、ボランティア、地域・住民など、子どもの読書活動推進に関わるすべての町民によって推進します。

また、この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間としします。



基本方針推進のための施策及び具体的な取組み一覧

推進のための施策		具体的な取組	第三次計画から
基本方針1 成長過程に合わせた読書活動の推進	(1) 乳幼児期における読書活動の推進	① 乳幼児向けおはなし会の実施	継続
		② ブックスタート事業の実施	継続
		③ 親子で参加できるおはなし会や読書講座の開催	継続
		④ 季節や行事に合った本の特集コーナーの設置	継続
		⑤ 幼児の図書館見学の実施	一部変更
		⑥ 乳幼児向けブックリストの作成と配布	一部変更
	(2) 児童期における読書活動の推進	① 小学生向けブックリストの作成と配布	一部変更
		② 興味関心を集めるような図書館資料を用いた工作教室や特集展示コーナーの設置	継続
		③ 不定期に土日祝日でおはなし会を実施	継続
		④ 桑村、丹那小への出張貸出(年3回)	一部変更
		⑤ 小学生の図書館見学の実施	一部変更
		⑥ 図書館だより こども版の発行・配布	一部変更
	(3) 青年期における読書活動の推進	① ヤングアダルトコーナーの資料の充実と貸出の促進	継続
		② 中学生・高校生向けイベントの実施や特集展示コーナーの設置	一部変更
		③ YA通信の発行、情報提供の実施	継続
		④ 中学生・高校生向けブックリストの作成と配布	一部変更
		⑤ 中学生の図書館見学の実施	継続
		⑥ 職場体験の積極的な受け入れ	継続
		⑦ 図書館でのボランティア活動、連携事業の実施	継続

推進のための施策		具体的な取組	第三次計画から
基本方針2 子どもの読書活動を支える環境整備	(1) 幼稚園・こども園・保育園・学校主体による取組みへの支援	① 「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「学習指導要領」「学校図書館図書整備等5か年計画」について	継続
		② 図書コーナー、学校図書館の資料、施設などの整備・充実	継続
		③ 人的配置、職員の資質向上	継続
		④ 絵本を活用した保育の実践、読み聞かせの実施	継続
		⑤ 保護者に対する読書啓発	継続
		⑥ 読書習慣の確立、読書指導の充実	継続
		⑦ 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	継続
	(2) 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	① 点字図書や大活字本、LLブック、朗読CDの資料の整備、広報の実施	継続
		② 外国語本の収集・提供	継続
		③ 音訳ボランティアの養成	継続
		④ サピエ、国立国会図書館視覚障害者等データ送信サービスを活用した資料提供の充実	一部変更
		⑤ 郵送貸出、宅配貸出、対面朗読などを活用したサービスの充実	継続
		⑥ 読書サポート用具の設置・充実	一部変更
		⑦ 障害者計画の策定(福祉課)と実施	継続
	(3) 図書館の基盤づくり	① 蔵書の充実 魅力的な読書環境の整備・充実(紙芝居、視聴覚資料、大型絵本等)	継続
		② 団体貸出しの実施	継続
		③ テーマ貸出	継続
		④ 調べ学習に対応したインターネットやCD・DVDの視聴可能なパソコンの設置	継続
		⑤ 職員の資質向上と専門職員の配置	継続
		⑥ コロナ等ウイルス対策をした図書館管理	新規
		⑦ 図書館資料の電子情報化の推進	継続

推進のための施策		具体的な取組	第三次計画から
基本方針3 町ぐるみの読書の普及啓発	(1) 関係各機関の事業を通して読書啓発	① 健康づくり課(ブックスタート・講演への協力、健康に関する週間に合わせた特集展示)	継続
		② 子育て支援課(イベントの協働開催、新入園児の利用者カード作成)	継続
		③ 福祉課(障害のある子どもたちのための特集展示等の協働開催)	継続
		④ 司書連絡会の実施による情報交換	継続
		⑤ 読書記録ノートの活用	一部変更
		⑥ 学校におけるタブレットの活用(広報等)	新規
		⑦ 読み聞かせボランティアの学校等への派遣事業	継続
		⑧ 学童保育等からの依頼によるおはなし会の実施	継続
	(2) 図書館ボランティアとの協力活動	① 図書館ボランティアへの協力をお願い	継続
		② 図書館ボランティアへの活動支援	継続
		③ ボランティア養成講座の実施	継続
	(3) 町民への啓発	① 「読書のまち・かなみ宣言」の啓発	継続
		② 「子ども読書の日」における読書啓発活動の実施	継続
		③ 「かなみ読書週間」における読書啓発活動の実施	継続
		④ 図書館ホームページの充実とSNSの活用 広報やホームページの活用と各学校へのおたよりの配布など情報提供	継続
		⑤ 文芸作品・小説の募集	一部変更
		⑥ 知恵の和館ロゴマークを活用した図書館利用のPR	新規
		⑦ 意見収集と情報の提供(講座開催等にアンケート実施分析)	一部変更

基本方針推進のための施策及び具体的な取組み一覧

基本方針1 成長過程に合わせた読書活動の推進

(1) 乳幼児期における読書活動の推進

①	乳幼児向けおはなし会の実施	継続
目的	乳幼児期から読書と親しんでもらう。	
内容	乳幼児向けのおはなし会を週2回実施する。読んだ絵本の紹介や手遊びなども取り入れ、親子でのふれあいと読書を勧める。また、土日祝日にも不定期でおはなし会を実施。	
②	ブックスタート事業の実施	継続
目的	乳児期から本と親しんでもらう。家庭での読書の時間を推奨する。	
内容	絵本の楽しさを伝えると同時に、絵本を介した子どもとのふれあいを推奨する。町立図書館からのおすすめ本を紹介したブックリストを配布し、図書館の利用を勧める。	
③	親子で参加できるおはなし会や読書講座の開催	継続
目的	家庭での読書活動啓発。イベントを通して図書館の利用促進を図る。	
内容	子育て交流センターなどとも連携し、定期的に親子で参加できるおはなし会や読書講座や工作教室などを開催する。	
④	季節や行事に合った本の特集コーナーの設置	継続
目的	身近なテーマの本を紹介することで、本に興味を持ってもらう。	
内容	季節や行事に合った本の展示コーナーを企画・設置する。展示は2ヶ月ごとに入れ替える。	
⑤	幼児の図書館見学の実施	一部変更
目的	図書館のことを知ってもらい、利用促進に繋げる。	
内容	町バスを活用し、町内幼稚園・こども園・保育園の図書館見学会を実施。図書館クイズや読み聞かせ、本の貸出を行い、図書館に親しんでもらう。	
⑥	乳幼児向けブックリストの作成と配布	一部変更
目的	保護者に子どもの読書に関心を持ってもらう。子どもの本を選ぶ際の参考としてもらう。	
内容	町立図書館に所蔵している本のブックリストを作成・配布。赤ちゃん版・幼児版があり、図書館ホームページでも公開する。	

(2) 児童期における読書活動の推進

①	小学生向けブックリストの作成と配布	一部変更
目的	子どもが読書する機会の確保と読書習慣の形成を図る。	
内容	子どもが本を選ぶ際の参考になるように、成長過程に適したおすすめブックリストを作成・配布し、図書館ホームページで公開する。また、学校へもデータ提供し、子どもたちがタブレットで見ることができるようにする。	

②	興味関心を集めるような図書館資料を用いた工作教室や特集展示コーナーの設置	継続
目的	図書館を身近に感じ、本の楽しさを知ることができるようにイベントを開催し、図書館利用を促進する。	
内容	親子が楽しみながら本に触れ、滞在できるようなサービスの提供やイベントを実施する。	
③	不定期に土日祝日でおはなし会を実施	継続
目的	遊びの要素を取り入れた読み聞かせの実践と絵本の紹介を行い、本の楽しさと、家庭での読み聞かせの大切さを伝える。	
内容	土日祝日を利用して、小学生が参加できるおはなし会スペシャルを開催する。	
④	桑村、丹那小への出張貸出(年3回)	一部変更
目的	町立図書館から離れた位置にある児童への読書推進を図る。	
内容	町立図書館から離れた位置にある桑村小、丹那小への出張貸出を行う。	
⑤	小学生の図書館見学の実施	一部変更
目的	図書館に来館することで図書館を身近に感じてもらい、図書館利用の促進を図る。	
内容	町内小学校2・3年生を対象に読み聞かせやブックトークを行い、本のおもしろさを知ってもらう。	
⑥	図書館だより こども版の発行・配布	一部変更
目的	図書館や本に親しんでもらう。	
内容	子ども向けの情報を中心とした図書館だより こども版を発行し、学校などに配布する。	

(3) 青年期における読書活動の推進

①	ヤングアダルトコーナーの資料の充実と貸出の促進	継続
目的	中高生の本への関心を高める。	
内容	中高生が楽しめる本や学業・進路に役立つ本を集めたヤングアダルトコーナーの資料の充実を図り、中高生への貸出を促進する。	
②	中学生・高校生向けイベントの実施や特集展示コーナーの設置	一部変更
目的	中高生の本への関心を高める。	
内容	中高生向けのイベントを開催する。また、中高生が興味を持ちそうなテーマに合わせて本を展示し、定期的に特集展示コーナーの内容を入れ替え、中高生への貸出を促進する。	
③	YA通信の発行、情報提供の実施	継続
目的	中高生の読書啓発を図る。	
内容	中高生が興味をもつピックに合わせてYA通信(中高生向けのおたより)を発行し、資料の紹介や情報提供を行う。	

④	中学生・高校生向けブックリストの作成と配布	一部変更
目的	本を選ぶ際の参考としてもらい、中高生の読書啓発を図る。	
内容	中学生や高校生におすすめの本のリストを作成・配布し、図書館ホームページで公開する。また、中学校へはデータ提供し、子どもたちがタブレットで見ることができるようにする。	継続
⑤	中学生の図書館見学の実施	
目的	中学生の図書館の利用促進を図る。	継続
内容	本に対する興味をもってもらい、図書館の活用法を学べるよう、中学生に対して図書館で調べ学習体験を行う。	
⑥	職場体験の積極的な受け入れ	継続
目的	中高生の図書館への理解と利用の促進を図る。	
内容	中学・高校からの職場体験を積極的に受け入れ、中高生に図書館の仕事を体験してもらい、図書館の仕事を理解してもらう。	継続
⑦	図書館でのボランティア活動、連携事業の実施	
目的	中高生の読書の興味関心を啓発する。	継続
内容	中高生にボランティアとして図書館事業に参画してもらう。学校と連携し、イベントや館内資料展示などに協力してもらう。	

基本方針2 子どもの読書活動を支える環境整備

(1) 幼稚園・こども園・保育園・学校主体による取り組みへの支援

①	「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「学習指導要領」「学校図書館図書整備等5か年計画」について	継続
目的	各施設における読書活動の指針を示す。	
内容	平成30年に施行された「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」において、引き続き幼児が絵本や物語等に親しむこととされている。幼稚園・こども園・保育園ではこれに基づき読書活動を行う。 平成30年に施行された「学習指導要領」において、言語活動等を充実するとともに、学校図書館を計画的に利用してその機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実することとされている。令和4年度から令和8年度までを期間とする新たな「学校図書館整備等5か年計画」が策定され、引き続き情報が古くなった図書等の更新を行うこと、学校図書館への新聞配備を促すこと、学校司書の配置に努めることとされた。小学校・中学校・高等学校はこれらに基づき読書活動を行う。	継続
②	図書コーナー、学校図書館の資料、施設などの整備・充実	
目的	子どもたちが本に触れられる環境を整える。	継続
内容	図書コーナーの充実を図る。 ※アンケート調査・分析中。	
③	人的配置、職員の資質向上	継続
目的	学校司書の配置や職員の知識・技術の向上を図る。	
内容	町内全小中学校へ学校司書の配置をしているが、他校と兼務の司書もいて、曜日や時間により司書が不在の時がある。兼任ではない学校司書の全校配置を目指す。絵本の読み聞かせや選び方の研修に参加し、資質の向上を図る。 ※アンケート調査・分析中。	

④	絵本を活用した保育の実践、読み聞かせの実施	継続
目的	子どもたちに読書の楽しさを知ってもらう。	
内容	園では、行事と絡めた読み聞かせを行う。また、活動の導入に絵本を活用する。 職場体験の中学生による読み聞かせや保護者やボランティアによる読み聞かせを実施する。 ※アンケート調査・分析中。	
⑤	保護者に対する読書啓発	継続
目的	家庭での読書活動を推奨する。	
内容	保護者への声掛け、おたよりの配布、図書館だよりの掲示などを行う。保護者による読み聞かせなどへのボランティア参加を促す。 ※アンケート調査・分析中。	
⑥	読書習慣の確立、読書指導の充実	継続
目的	子どもたちが読書をする習慣づけをし、読書に親しんでもらう。	
内容	朝読書や読み聞かせをする環境をより充実させる。児童・生徒に読書の楽しさを伝え、自主的に読書ができる環境を作るよう努める。 ※アンケート調査・分析中。	
⑦	特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援	継続
目的	すべての子どもたちが読書に親しむ。	
内容	全ての園・学校において、障害のある子どもや特別な支援を必要とする子どもも豊かな読書活動を体験できるよう努める。 ※アンケート調査・分析中。	

(2) 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の支援

①	点字図書や大活字本、LLブック、朗読CDの資料の整備、広報の実施	継続
目的	障害のある子どもたちが読書できる資料を整備する。	
内容	障害に応じた資料を収集・提供する。また、図書館ホームページや図書館だより、ちらし等を通して資料を紹介し、広報に努める。	
②	外国語本の収集・提供	継続
目的	母国語が日本語以外の子どもたちの読書推進を図る。	
内容	主に英語の絵本を積極的に収集し、貸出を行う。	
③	音訳ボランティアの養成	継続
目的	視覚に障害のある子どもたちが読書できる資料を充実させる。	
内容	図書館で音訳ボランティアを養成し、視覚障害者向けの音訳図書を作成し、資料の充実に努める。	

④	サピエ、国立国会図書館視覚障害者等データ送信サービスを活用した資料提供の充実	一部変更
目的	視覚に障害のある子どもたちの読書推進を図る。	
内容	サピエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)や国立国会図書館視覚障害者等データ送信サービスを通して点字図書や音訳図書の提供を推進する。また、図書館だより、ちらし等を通して周知を行う。	
⑤	郵送貸出、宅配貸出、対面朗読などを活用したサービスの充実	継続
目的	障害のある子どもたちの図書館利用をサポートする。	
内容	障害のある子どもたちも図書館利用ができるよう、障害に応じた図書館利用サービスを整備する。	
⑥	読書サポート用具の設置・充実	一部変更
目的	障害のある子どもたちが読書できる環境を整備する。	
内容	拡大読書器、ルーペ、リーディングトラッカー、筆談用ホワイトボードといった読書サポート用具を設置。そのほか、障害に応じたサポート用具を把握し、充実に努める。	
⑦	障害者計画の策定(福祉課)と実施	継続
目的	障害のある子どもたちへの支援の充実化を図る。	
内容	福祉課主体で「函南町障害者計画」および「函南町障害福祉計画・函南町障害児福祉計画」を策定(改訂)し、障害児支援のニーズに対応するための支援体制を整える。また、各機関で連携し、障害のある子どもたちが豊かな読書活動を体験できるように努める。	

(3) 図書館の基盤づくり

①	蔵書の充実 魅力的な読書環境の整備・充実(紙芝居、視聴覚資料、大型絵本等)	継続
目的	利用者のニーズや時代に合った図書館資料を構築する。	
内容	絵本や紙芝居、読み物などの児童図書や子ども向けの視聴覚資料の整備、充実を図る。また、特色を持った資料の整備として大型絵本や大型紙芝居の購入も積極的に行う。	
②	団体貸出しの実施	継続
目的	教育施設やボランティアグループでの図書館資料の活用を推進する。	
内容	団体貸出として、町内園・学校やボランティア団体、福祉施設などに対して本の貸出を実施。	
③	テーマ貸出	継続
目的	図書館資料を授業等で幅広く活用してもらう。	
内容	学校等の団体を対象として、テーマに沿った本を町立図書館でまとめて貸出をする「テーマ貸出」を平成26年より開始。令和2年からは幼稚園・こども園・保育園・学童への配達式テーマ貸出も実施。	
④	調べ学習に対応したインターネットやCD・DVDの視聴可能なパソコンの設置	継続
目的	誰でも図書館で調べものや情報収集ができるようにする。	
内容	子どもの調べ学習にも対応できるよう、インターネットやCD・DVDの視聴が可能な子ども用のPCを1階に3台設置。	

⑤	職員の資質向上と専門職員の配置	継続
目的	利用者へのサービス向上を図る。	
内容	子どもの読書活動に関する知識と技術を習得するため、県が主催する研修等に参加する。また、講師を招いた研修会を開催し、職員・ボランティアのスキルアップに努める。司書の採用を進める。	
⑥	コロナ等ウイルス対策をした図書館管理	新規
目的	利用者に安心して図書館を利用してもらう。	
内容	図書除菌機・空気清浄機の設置。	
⑦	図書館資料の電子情報化の推進	継続
目的	様々な形態の電子媒体による読書は、読書への興味関心を高め、様々な読書の機会を提供する。	
内容	令和3年度より、地域資料の一部をデジタル化し図書館ホームページで公開している。電子書籍の導入について情報収集を進め、子どもの興味や様々なコンテンツについて検討する。	

基本方針3 町ぐるみの読書の普及啓発

(1) 各関係機関の事業を通して読書啓発

①	健康づくり課(ブックスタート・講演への協力、健康に関する週間に合わせた特集展示)	継続
目的	家庭での継続した読み聞かせの促進。また、幅広い本を紹介し読書機会の提供を図る。	
内容	ブックスタートに協力する。また、健康に関する週間に合わせて町立図書館の館内展示やおはなし会を協働実施する。	
②	子育て支援課(イベントの協働開催、新入园児の利用者カード作成)	継続
目的	家庭での継続した読み聞かせの促進。また、幅広い本を紹介し読書をする機会の提供を図る。	
内容	同じ複合施設内にある子育て交流センターにおいて、定期的に図書館の本、紙芝居等を利用して読み聞かせを実施する。また、新入园児オリエンテーションを利用し、利用者カードを作成する。	
③	福祉課(障害のある子どもたちのための特集展示等の協働開催)	継続
目的	障害のある子どもたちへの読書活動の推進。連携事業を実施し、読書機会の提供を図る。	
内容	障害に関する週間や月間に合わせて町立図書館の館内展示等を協同で行い啓発活動に努める。	
④	司書連絡会の実施による情報交換	継続
目的	町立図書館と学校図書館が連携し、読書活動を推進する。	
内容	町立図書館・学校司書・指導主事とで年4回連絡会を実施し、情報交換を行い、情報共有に努める。	
⑤	読書記録ノートの活用	一部変更
目的	子どもたちが本を読んで感じたことを大切にしてもらう。本から読んだことを記録し、読み返すことでこれから生きていくための力にしてもらう。	
内容	町内全小中学生が読書記録ノートを活用し、記録を行う。紙での記録とタブレット機器を活用した記録について試行を重ね、利活用方法を町立図書館と小中学校とで連携し、検討を進める。	

⑥	学校におけるタブレットの活用(広報等)	新規
目的	タブレット活用で情報収集がしやすくなり、調べ学習や調査を読書と繋げる。	
内容	調査学習や研究資料など情報収集にも活躍するタブレットに図書館のおすすめ本や最新情報を提供し、図書館の利便性を伝える。	継続
⑦	読み聞かせボランティアの学校等への派遣事業	
目的	学校での読み聞かせの協力・支援。	継続
内容	読み聞かせボランティアを町内小中学校の朝の読み聞かせ時間に派遣する、読み聞かせサポート隊の活動を実施。	
⑧	学童保育等からの依頼によるおはなし会の実施	継続
目的	おはなしと触れ合う機会の提供。	
内容	各施設・団体からの依頼に応じて、おはなし会等を実施する。	

(2) 図書館ボランティアとの協力活動

①	図書館ボランティアへの協力をお願い	継続
目的	地域ぐるみで図書館運営。	
内容	図書館の利用だけでなく、人との交流の場としてまた学びの場として同じ目的をもった支えあいの人たちを増やす。 静岡県子ども読書アドバイザーと協力イベント等を実施する。	継続
②	図書館ボランティアへの活動支援	
目的	ボランティアの活動支援により、持続性、安定性を定着させる。	継続
内容	読み聞かせや地域での本について語る会など活動に必要な書籍、紙芝居、大型絵本、資料の貸出を行う。また、活動の場を提供する。	
③	ボランティア養成講座の実施	継続
目的	図書館運営の支援者を増やしてソフト面、ハード面の充実を図る。	
内容	図書館活動の具体的な内容を学んでもらうことで、かかわりをもってもらえる対象者を開拓していく。また、ボランティア向けの研修会を実施する。	

(3) 町民への啓発

①	「読書のまち・かなみ宣言」の啓発	継続
目的	読書のまちづくりをすすめるよう図書館が中心となって読書推進を行う。	
内容	宣言のPRに努め、親子で家族で友人で読書を楽しむ時間が持てるよう啓発を行う。	継続
②	「子ども読書の日」における読書啓発活動の実施	
目的	子どもたちに読書の大切さを伝えていく。	継続
内容	4月23日の「子ども読書の日」に合わせて小中学校で読書の日で紹介などの取り組みを実施。 「子ども読書の日」、「こどもの読書週間」に合わせて図書館で様々なイベントを実施。	

③ 「かなみ読書週間」における読書啓発活動の実施		継続
目的	町ぐるみで読書を推進する。	
内容	10月27日から11月9日までの「全国読書週間」を「かなみ読書週間」と定めて様々なイベントを実施。	
④ 図書館ホームページの充実とSNSの活用 広報やホームページの活用と各学校へのおたよりの配布など情報提供		継続
目的	図書館の情報を広く周知する。	
内容	図書館ホームページや町SNS、情報メールを活用し、情報提供を行う。図書館だよりやイベントチラシを町内各施設に配布。	
⑤ 文芸作品・小説の募集		一部変更
目的	日ごろの思いなどを文章やエッセイ、小説にして伝える楽しさを体験してもらう。	
内容	文芸作品や小説を募集し、冊子の作成・配布をする。また、データにしてホームページに公開する。	
⑥ 知恵の和館ロゴマークを活用した図書館利用のPR		新規
目的	ロゴマークを活用し、多くの利用者に長く愛される知恵の和館を目指す。	
内容	開館10周年記念事業として決定したロゴマークをお便りやしおり、掲示物、イベント等に活用していく。	
⑦ 意見収集と情報の提供（講座開催等にアンケート実施分析）		一部変更
目的	利用者の意見を聴取し、図書館主催の行事や講座に活かす。	
内容	講座等開催毎に紙ベースのアンケートを実施しているが、今後は電子申請を使ったアンケートの実施や意見聴取を行う。	

令和5年度 第四次子どもの読書活動推進計画改定スケジュール(案)

日 程	内 容
令和5年4月17日	教育委員会へ「図書館協議会委員選任」について議案提出
令和5年5月17日	第1回学校司書連絡会(基本方針、アンケート調査(案)について説明と意見交換)
令和5年6月15日	第1回図書館協議会 (第四次計画の改定の概要説明、アンケート(案)について意見交換)
令和5年6月中旬	アンケート実施の伺いを起案
	高校へアンケート協力依頼
令和5年6月29日	校長会にてアンケート協力依頼
	園長会にてアンケート協力依頼
令和5年7月頭	アンケート配布(幼こ保、高校生)
令和5年7月28日	アンケート締切(幼こ保、高校生)
令和5年8月	アンケート結果データ整理・分析(幼こ保、高校生) 素案①作成
令和5年8月23日	総合教育会議で中間報告・意見聴取
令和5年8月25日	アンケート配布(小・中学生)
令和5年9月8日	アンケート締切(高学年・中学生)
令和5年9月22日	アンケート締切(低学年)
令和5年9月	アンケート結果データ整理・分析(小・中学生) 素案①作成
	部長会議(素案①の報告)※小・中学生集計途中
令和5年10月	第3回学校司書連絡会(アンケート結果分析、素案①の意見交換)
	企画会議(素案①の報告)
	庁内検討委員会(アンケート結果分析・素案①の意見交換)
	素案②作成
	文教厚生委員会(素案②の意見収集) ※10月議会終了後、閉会中の審査で取り上げてもらい説明する
令和5年11月上旬	第2回図書館協議会(アンケート結果分析・素案②の意見交換)
令和5年11月中旬	パブリックコメント募集(1か月間)
令和5年12月	計画素案③・概要版作成
令和6年1月	文教厚生委員会
令和6年2月	部長会議(意見収集)
	最終案の作成
	企画会議 承認
令和6年3月	第3回図書館協議会 報告
	印刷・製本
	文教厚生部会・総合教育会議 報告(完成品)
令和6年3月末	第四次子どもの読書活動推進計画配布(関係者・各課・関係機関)

資料3

議事

- (3) 第二期函南町スポーツ推進計画策定について

第二期函南町スポーツ推進計画について

(生涯学習課)

1 函南町スポーツ推進計画策定の背景と目的

近年、私たちを取り巻く環境は、ライフスタイルの多様化や少子高齢化等、著しい変化を遂げています。これらの変化の中で、健康で明るく豊かな生活が求められる一方、児童・生徒の体力は昭和 60 年ごろと比較すると低い水準になっています。スポーツに興味を持たない青少年層、スポーツをする余裕を持っていない成年層、体力の低下によりスポーツから遠ざかる高齢者層のほか、スポーツへの参加機会が少ない障害のある人などの間で、今後スポーツ離れが進んでいくことも懸念されるなか、生涯にわたって日常的にスポーツに親しみながら健康づくりに取り組むことができる環境を提供することが重要になっています。

2 函南町スポーツ推進計画の位置づけ

現行の「函南町スポーツ推進計画」は、国の「スポーツ基本法」（平成 23 年制定）に基づき、当町が目指す生涯スポーツ社会の実現のための基本的な方向性を定める計画であり、国が策定した「スポーツ基本計画」及び静岡県が策定した「スポーツ推進計画」を参考に、当町の実情に合わせて平成 26 年度に計画期間を 10 年（平成 26 年度～令和 5 年度）として策定したものです。

当町の基本構想である「第五次函南町総合計画後期基本計画」（当時）を踏まえたものであり、スポーツ関連施策の総合的な推進を図るための基本指針として位置づけています。

3 函南町スポーツ推進計画の経過

町では、「函南町スポーツ推進計画」を策定し、「する」「みる」「ささえる」の 3 つの柱により、様々な施策を展開してきました。平成 28 年度には、赤ちゃんから高齢者までがスポーツに親しみ、健康で明るい町づくりを目指すため、「スポーツのまち函南」を宣言しています。また、計画中の具体的に取り組む施策や数値目標は 5 年ごとに必要な見直しを行うこととしているため、令和元年度に本計画を改訂して後期計画（令和元年度～令和 5 年度）を策定しています。

令和 5 年度は第一期計画期間の満了の年にあたり、基本方針等を見直し、第二期函南町スポーツ推進計画を策定するものです。

4 第二期函南町スポーツ推進計画策定までのスケジュール

令和5年3月23日	スポーツ推進審議会に基本方針の変更案を提示
5月15日	町民アンケート実施（～6月9日）
8月23日	総合教育会議開催 素案①を提示 意見を聴取
9月上旬	第1回スポーツ推進審議会開催 策定の諮問 素案①を提示 意見を聴取
10月下旬	文教厚生委員会に素案②をもって中間報告
11月1日	パブリックコメント募集開始
12月1日	パブリックコメント募集〆切 素案③を作成
令和6年1月中旬	部長会議に素案③提示
2月中旬	第2回スポーツ推進審議会開催 素案③をもって意見聴取
2月下旬	スポーツ推進審議会より答申 最終案作成
3月	文教厚生委員会・総合教育会議にて報告

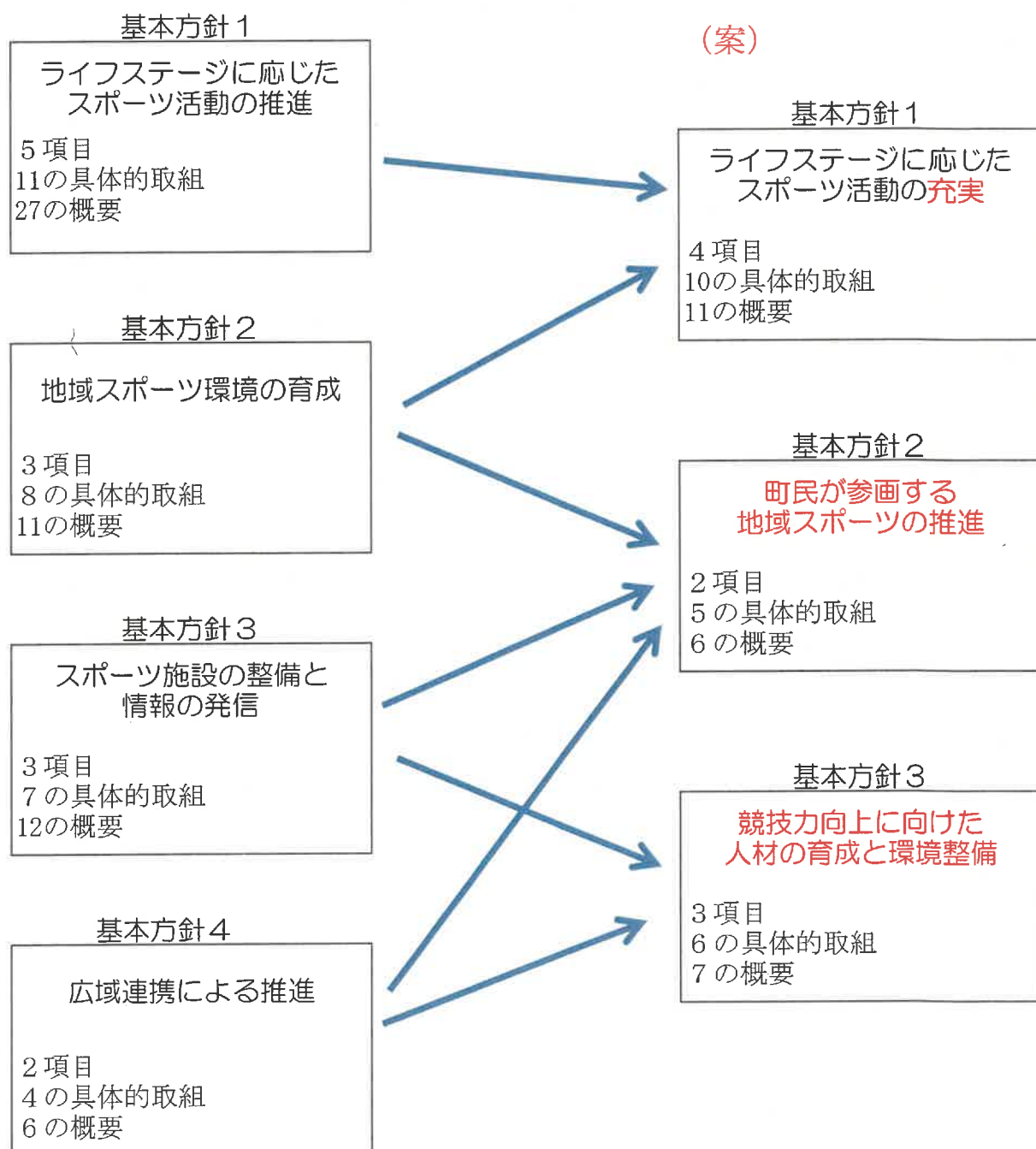
函南町スポーツ推進計画後期計画の基本方針の見直しについて

函南町スポーツ推進計画後期計画の基本方針4にある、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が終了したことや、各課の評価結果から、町の規模を考慮し、第2期函南町スポーツ推進計画では基本方針を3つに、具体的な取組・概要の数を適正な数に見直す必要があると考えられる。

素案 1

函南町スポーツ推進計画後期計画
全13項目 30の具体的な取組 56の概要

第2期函南町スポーツ推進計画
全9項目 21の具体的な取組 24の概要



→ 変更なし → 一部変更 → 同様な意味を持ち変更



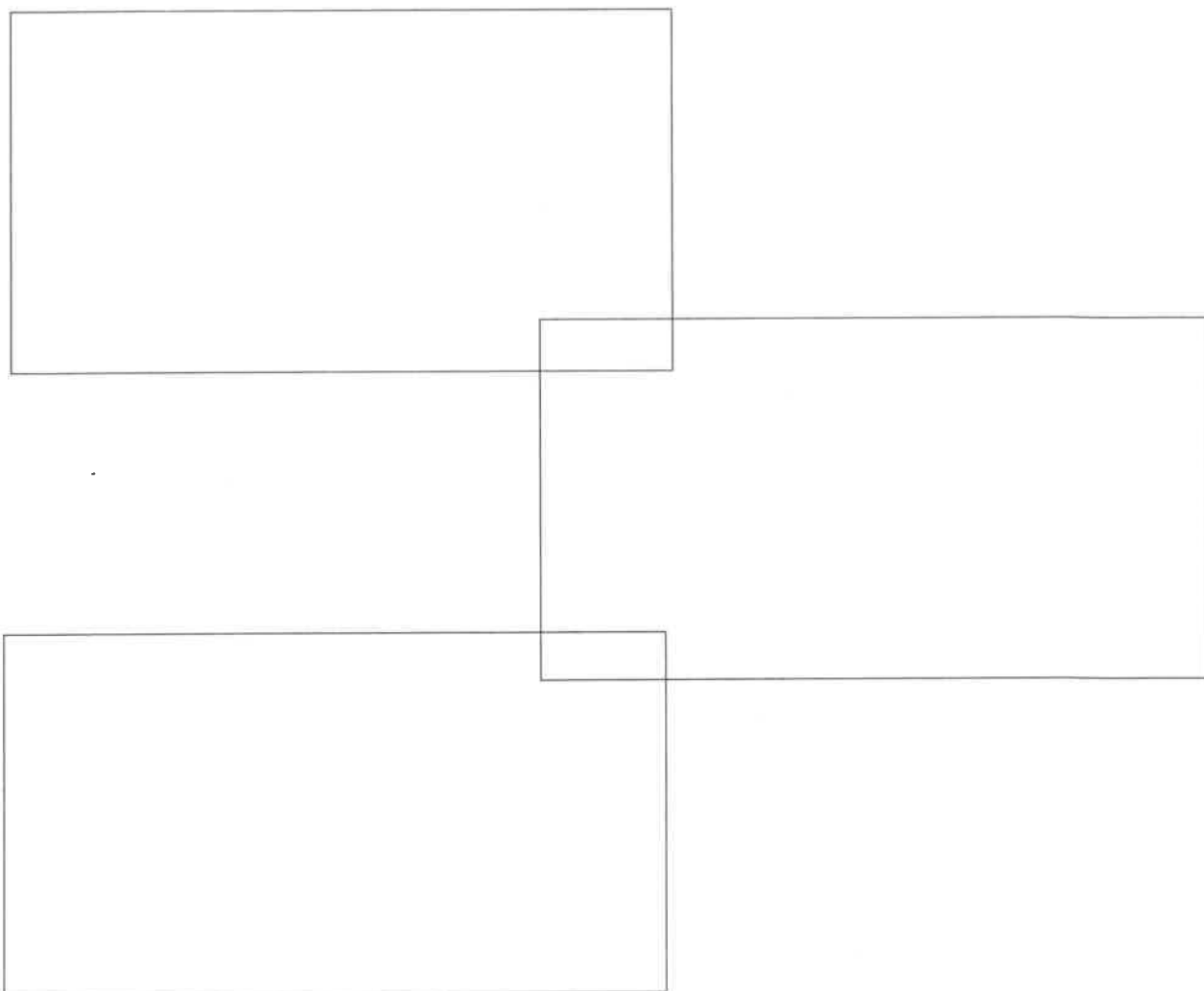
第2期函南町スポーツ推進計画（素案1）における項目・具体的取組の設定理由

基本方針1	変更理由
ライフステージに応じたスポーツ活動の 充実	後期計画で推進してきたことをさらに進めることで、2期計画では、「充実」とした。スポーツ参加の2極化が進む学童期において、学校部活動の地域移行の提言が出されたことから、スポーツ少年団や学校部活動等子どものスポーツ機会の提供を推進する。
1-1 乳幼児の運動・スポーツの振興 ・乳幼児を対象とした教室・イベントの開催 ・ 家族で参加できる 運動遊びプログラムの推進	「親子」運動遊びを「家族」とした。母親だけでなく父親(男女共同参画の意識を持つようにする)、祖父母も参加できる機会を提供する。
1-2 児童・生徒の運動・スポーツの振興 ・子どもたちが自主的に運動を楽しむ機会の提供 ・健やかに育むアウトリーチ事業の 充実 ・ 中学校運動部の地域連携に伴う環境の整備	中学校の運動部活動の地域移行に関する検討会提言により、地域のスポーツ環境の整備を図り、総合型地域スポーツクラブ等を中心とした、受け皿づくりを進める。
1-3 成人期の運動・スポーツの振興 ・ 性別に関係なく参加できる スポーツ活動機会・環境の提供	男女共同参画を推進する。
・高齢者を対象としたスポーツ活動、 レクリエーション活動 機会の提供	第六次函南町総合計画後期基本計画によって推進する。
1-4 障害のある人の運動・スポーツの振興 ・ 障害のある人が安全にできるスポーツの検討 ・ 障害のある人と障害のない人が共にスポーツ(パラスポーツ)活動ができる機会の提供 ・関係機関との連携	東京オリンピック・パラリンピックの開催を機に、共生社会への意識の向上を図る。 変更なし
基本方針2	変更理由
町民が参画する地域スポーツの推進	スポーツ基本法の基本理念に「学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携」、「住民が主体的に参画する環境整備を行う」とあることから、後期計画の基本方針2にある「地域スポーツの育成」を、町民が参画する地域スポーツへと進める。
2-1 地域スポーツ指導者等のスポーツ活動を支える人材の育成・活用 ・スポーツ指導者を対象とした、指導者の資質向上研修やスポーツ事故等に関する最新の知見の研修 ・ 町民参加型から主体的に参画する スポーツイベントの普及・振興 ・スポーツを支える人材(スポーツ指導者、ボランティア、応援者等)の育成	スポーツ基本法に、「スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止やこれらの軽減のため、指導者等の研修施設の整備、心身の健康保持増進に関する知識の普及および必要な措置を講ずる」とあり、部活動の地域連携に伴い必要と考える。
2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進 ・ スポーツ・レクリエーション等身体活動の推進 ・スポーツ活動団体・サークル等の活動支援	第六次函南町総合計画後期基本計画によって推進する。 小学校低・中学年児童は、野外活動や自然環境を利用した遊びやレクリエーションを行うことで、スポーツに対する興味が芽生え、運動する喜びや意欲、他者との関わりを意識するなど社会性に対しても理解を深める時期である。その時期に行うことで、将来的にスポーツに親しむ人口を増やすことに効果的である。 同様な意味を持たせ表記を変更
基本方針3	変更理由
競技力向上に向けた人材の育成と環境整備	後期計画の基本方針3・4をもとに、競技力の向上や様々なニーズに対応するため広域連携を推進する。また、本町の選手が活躍することにより、町民が喜び、スポーツへの関心を高めることにつなげる。
3-1 スポーツ施設の整備と充実 ・既存スポーツ施設の整備・改善 ・施設の効率的・効果的な管理運営	変更なし
3-2 町域を超えたスポーツ活動への対応 ・連携によるスポーツ施設等の相互利用 ・広域レベルのスポーツ大会への参加支援	
3-3 スポーツにおける好循環の創出 ・ 優秀なスポーツ選手の育成支援 ・「スポーツのまち函南」の発信	
	スポーツを推進する中から、優れたスポーツ選手が生まれ、そのスポーツ選手が地域におけるスポーツの推進に寄与するというスポーツ界の好循環を創出する。(内田篤人選手のように) 宣言に基づき、「スポーツのまち」を発信する。

第二期

函南町スポーツ推進計画(素案1)

令和6年度～令和10年度



令和6年3月

函 南 町

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画におけるスポーツの定義

第2章 函南町のスポーツ施設の現状

- 1 町内で利用可能なスポーツ施設
- 2 町体育施設の利用状況

第3章 函南町のスポーツに関する現状と課題

- 1 函南町を取り巻く環境
- 2 子どもの体力
- 3 スポーツに関する町民アンケートの結果からみる函南町の現状と課題

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 スポーツ推進計画グランドデザイン
- 3 函南町スポーツ推進計画 体系図

第5章 具体的な施策

- 1 基本方針1 ライフステージに応じたスポーツ活動の充実
 - (1) 乳幼児の運動・スポーツの振興
 - (2) 児童・生徒の運動・スポーツの振興
 - (3) 成人期の運動・スポーツの振興
 - (4) 障害のある人の運動・スポーツの振興
- 2 基本方針2 町民が参画する地域スポーツの推進
 - (1) 地域スポーツ指導者等のスポーツ活動を支える人材の育成・活用
 - (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 3 基本方針3 競技力向上に向けた人材の育成と環境整備
 - (1) スポーツ施設の整備と充実
 - (2) 町域を超えたスポーツ活動への対応
 - (3) スポーツにおける好循環の創出
- 4 今後5年間の数値目標（アクションプラン）

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化や少子高齢化による人口構造の変化、急速な高度情報化による経済状況の変化など、私たちを取り巻く環境は著しい変化を続けています。こうした中で、「共生社会の実現」「青少年の健全な育成の実現」「健康長寿社会の実現」「地域の活性化」といったスポーツがもたらす効果の要求は一層高まっています。

国では、政府が取り組むSDGs（持続可能な開発目標）に関する8つの優先課題のなかで、目指すべき将来として、「将来にわたって『活力のある地域社会』の実現」を挙げています。多様な人材を活用して、人が集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域社会をつくることを目標としており、新しい時代におけるスポーツの価値や意義が示されています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、翌年の北京冬季オリンピック・パラリンピック競技大会では、日本選手の活躍に日本国民が熱狂し、スポーツへの関心・理解の高まりが見られました。このような機会を捉えて、これからの町のスポーツ推進にあたっていかなければなりません。

一方、児童生徒の体力は、昭和60年代のころと比べ、依然低い水準になっています。スポーツに興味を待たない青年層や、スポーツをする余裕を持たない成年層、体力の低下によりスポーツから遠ざかる高齢者層、スポーツへの参加機会が少ない障害のある人、また新型コロナウイルス感染防止のためにスポーツをする機会を失ってしまった人など、今後スポーツ離れが進んでいくことも懸念されます。さらに、これまでわが国のスポーツの振興を担ってきた学校部活動が、少子化が進む中、従前と同様な体制で運営することが難しくなっており、学校の働き方改革が進むことで、より一層厳しくなる状況です。このような現状や課題を踏まえつつ、生涯にわたって日常的にスポーツに親しみながら、健康づくりに取り組むことができる環境を提供することが、ますます重要になっています。

国では、平成23年6月に「スポーツ基本法」を公布、平成24年に「スポーツ基本計画」、平成29年には「第2期スポーツ基本計画」、令和4年に「第3期スポーツ基本計画」を策定し、スポーツの推進に向けた計画が進められています。

県では、平成30年に基本理念を「スポーツの聖地づくり」とした「静岡県スポーツ推進計画」を改訂しました。その計画期間が満了することを受け、令和3年に基本理念を引き継ぎ、新たな「静岡県スポーツ推進計画」を策定しました。

町では、令和3年度に第六次函南町総合計画後期計画の基本目標「環境・健康・交流都市 函南」を策定し、将来の都市像実現のための施策の柱としました。また、平成26年度に策定した「函南町スポーツ推進計画」は、基本理念を「いつでも・だれでも・どこでも・いつまでも」として、「スポーツのまち函南」を目指し様々な施策を展開してきました。この第2期函南町スポーツ推進計画（以下本計画という）は、これらのビジョン

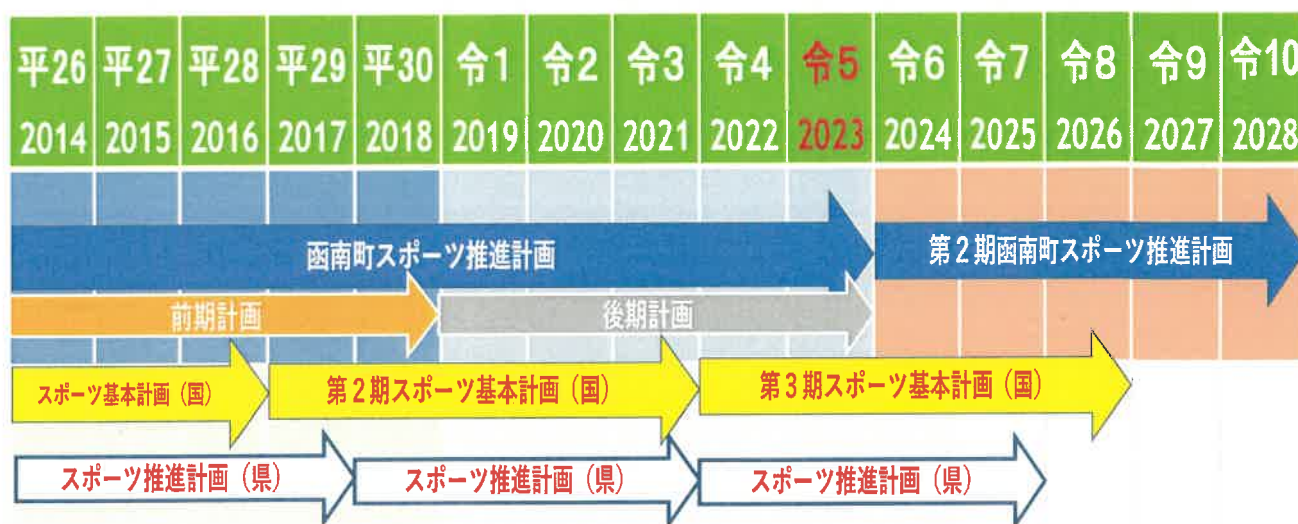
を引き継ぎスポーツを通して赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで、全ての町民が生き生きとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かな暮らしを育むことができる新たな生涯スポーツ社会の実現を目指し、町のスポーツ推進の指針となる具体的な施策を示したものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「スポーツ基本法」及び「第3期スポーツ基本計画」の趣旨を踏まえ、町が目指す生涯スポーツ社会の実現のための基本的な方向性を定める計画であり、県が策定した「静岡県スポーツ推進計画」を参考に、「第六次函南町総合計画後期基本計画」を踏まえ、当町の実情に合わせて策定するものです。

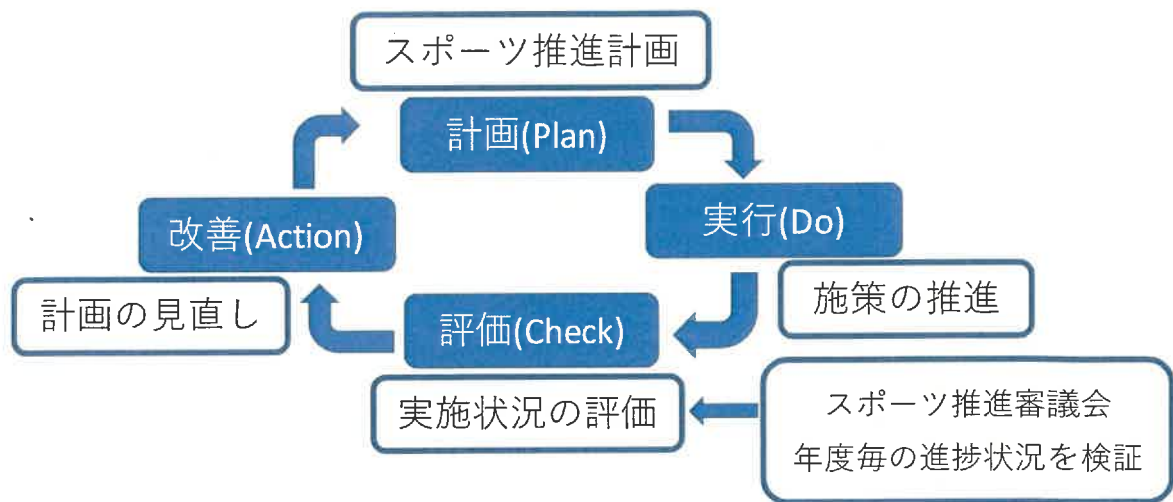
3 計画の期間

本計画は、国・県のスポーツ推進計画期間や、急速な少子高齢化が進むことでスポーツを取り巻く環境が著しく変化すること等を鑑み、令和6年度から令和10年度までの5か年を計画期間とします。



毎年、スポーツ推進審議会を開催し、進捗状況の確認、評価を行います。必要に応じて、計画の見直しを適切に行います。

【PDCAサイクルによる評価改善】



4 計画におけるスポーツの定義

スポーツ基本法において、「スポーツ」は、「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものとなっている。」とされ、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。」とされています。

本来、「スポーツ」は、「気晴らし」や「気分転換」がそもそもの意味であり、それをする事自体が「喜び」や「楽しさ」をもたらす活動です。本計画内では、競技スポーツや活動のレベルに関わらず、目的を持った身体活動の全てを「スポーツ」として定義します。

また、「する」スポーツ以外に、他者の競技を観戦する「観る」スポーツや、監督・コーチなどの指導者、大会の審判やスタッフなどとして参画する「支える」スポーツも、スポーツ活動の一つとして捉えています。

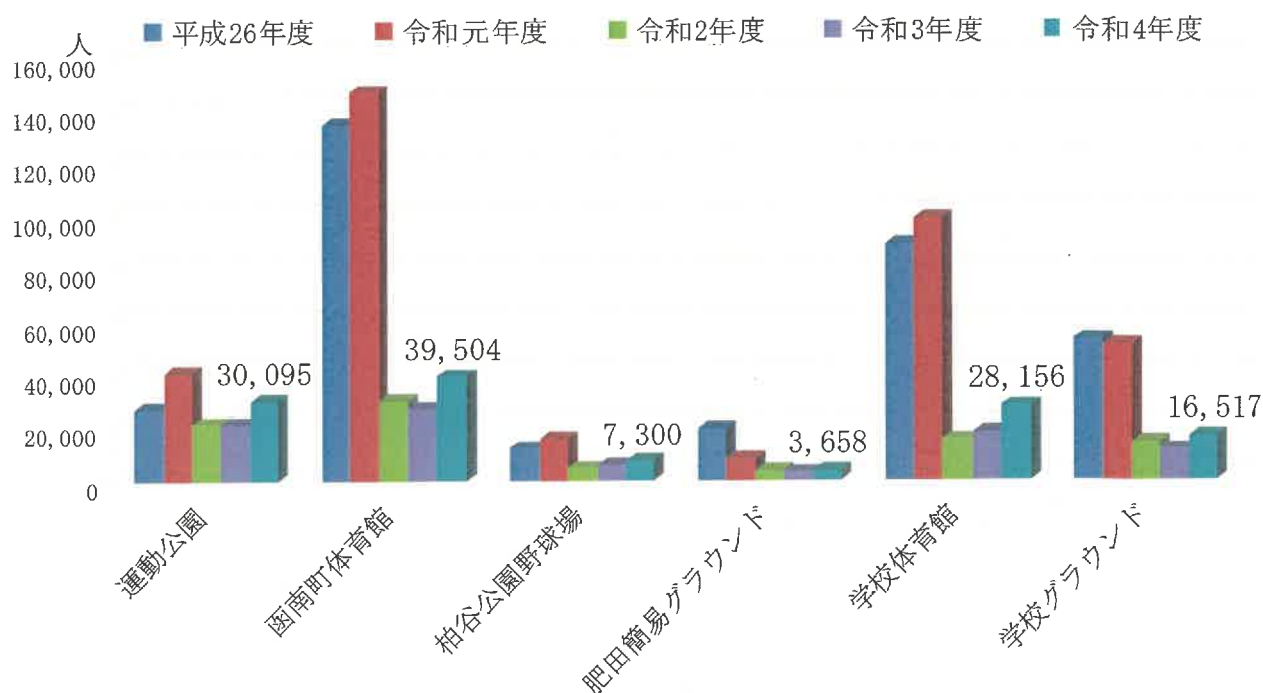
第2章 函南町のスポーツ施設の現状

1 町内で利用可能なスポーツ施設

(令和5年4月1日現在)

	施設名	種 別
1	函南運動公園	多目的運動広場・テニスコート・会議室
2	函南町体育館	体育館・卓球室
3	柏谷公園野球場	野球場
4	肥田簡易グラウンド	グラウンド
5	函南小学校	グラウンド・体育館
6	丹那小学校	グラウンド・体育館
7	桑村小学校	グラウンド・体育館
8	東小学校	グラウンド・体育館
9	西小学校	グラウンド・体育館
10	函南中学校	グラウンド・体育館
11	東中学校	グラウンド・体育館

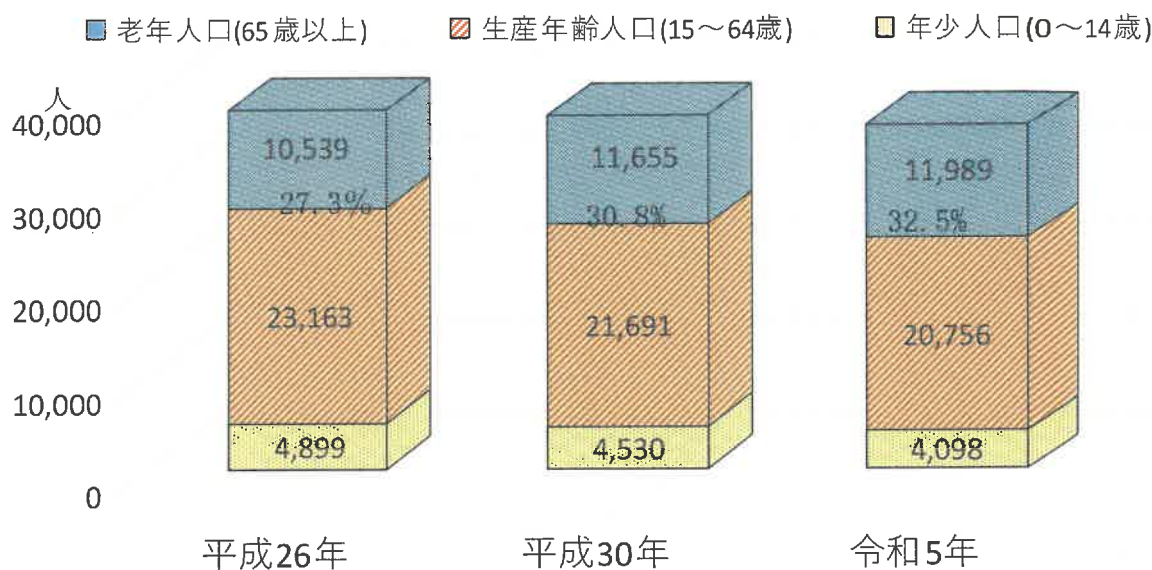
2 町内体育施設の利用状況



第3章 函南町のスポーツに関する現状と課題

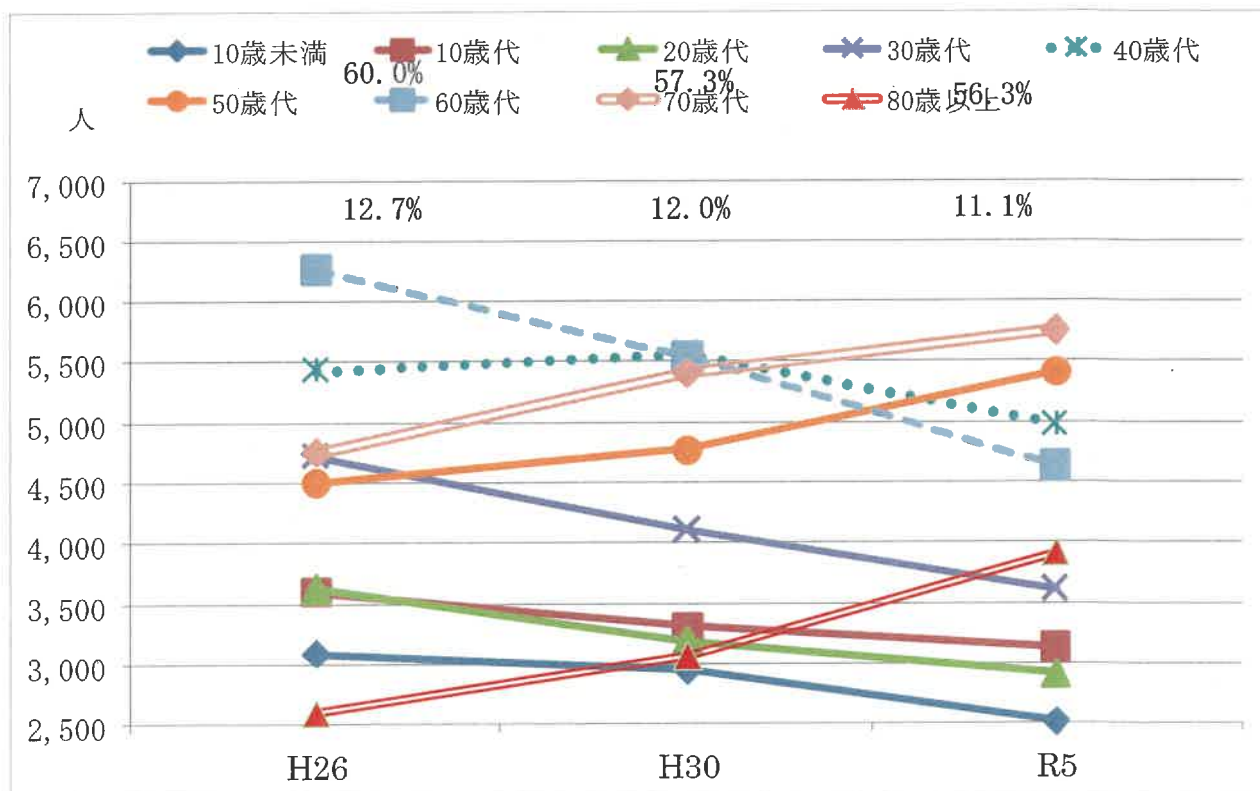
1 函南町を取り巻く環境（人口）

（各年4月末時点）



	H26	H30	R5
総人口(人)	38,601	37,876	36,843
増減(人)		▲ 725	▲ 1,033

町の総人口は、平成26年から毎年減少し続けています。区分別に見ると、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）が減少傾向である一方、老年人口（65歳以上）が増加しており、少子高齢化が進んでいます。



各年代別の人口の推移を見ると、50 歳代、70 歳代、80 歳以上の人口は増加傾向にあります。現在の 60 歳代の人口が減少傾向にあります。50 歳代の人口が、数年後には、60 歳代になることから、今後 60 歳代以上の人口が増加すると考えられます。

一方で、若い世代の 10 歳代から 40 歳代は減少傾向にあり、この人口減少が町全体の人口減少につながることを予想されます。このような傾向から、進学や就職により町から離れた若い世代が町に戻ってくるよう、また、出て行かないようにするために、スポーツ振興をさらに進め、より魅力のある町づくりをする必要があります。

2 子どもの体力

(1) 過去の記録との比較

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、現在の子どもの体力・運動能力は、その親の世代である 30 年前と比較すると、ほとんどのテスト項目において、子どもの世代が親の世代を下回っています。一方、身長、体重など子どもの体格について同様に比較すると、逆に子どもの世代が親の世代を上回っています。体格が上回っているにもかかわらず、体力・運動能力が低下している状況です。

全国の比較	男子		女子	
	親の世代	今の子ども	親の世代	今の子ども
身長(cm)	143.2	144.9	145.5	147.1
50m走(秒)	8.8	8.9	9	9.2
ソフトボール投げ(m)	34	26.7	20.5	16.4

*親の世代は、昭和 60 年度の 11 歳、今の子どもは令和元年度の 11 歳

町の比較		男子		女子	
		平成 29 年度	令和 4 年度	平成 29 年度	令和 4 年度
50m走(秒)	小学 5 年	9.46	8.93	9.49	9.61
	中学 2 年	8.01	7.70	8.48	9.07
ボール投げ(m)	小学 5 年	22.26	19.89	14.74	13.54
	中学 2 年	22.01	20.54	13.44	11.95

*小学校はソフトボール投げ、中学校はハンドボール投げ

町の平成 29 年度と令和 4 年度の小学 5 年と中学 2 年の記録を比較すると、令和 4 年度は、小学 5 年、中学 2 年男子の 50m 走の記録以外は低くなっており、特に女子の体力低下が著しいことが分かります。

子どもの体力低下の主な原因は、1 つ目に、外遊びやスポーツ活動時間の減少、2 つ目に、手軽な遊び場の減少、3 つ目に、少子化による仲間の減少があげられます。

これらのことから、野外で遊んだり、仲間と一緒に活動したりするなど、スポーツやレクリエーション活動に親しむ機会を確保する必要があります。また、保護者がスポーツの重要性を理解し、日常的に体を動かす機会を増やす意識が持てるよう働き掛ける必要もあります。

(2) 町と静岡県の新体力テストの比較

ア 新型コロナウイルス感染症の影響

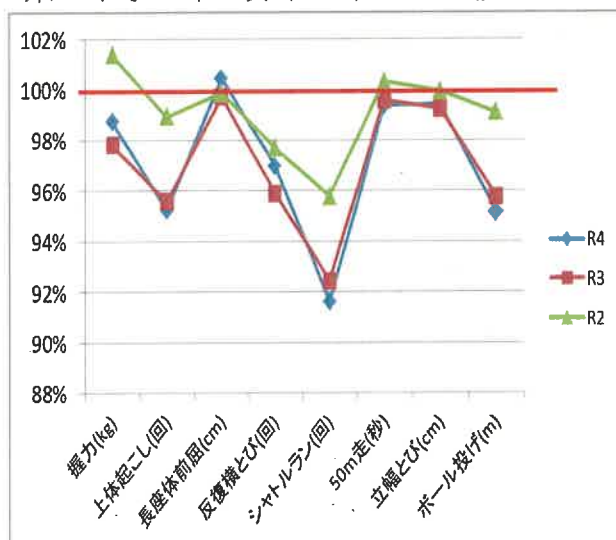
新型コロナウイルス感染症の影響は、学校教育にも大きな影響を及ぼしました。令和2年3月からの学校一斉休校の実施、令和2年度、3年度には、数回に及ぶ緊急事態宣言の発出や蔓延防止等重点措置の適用を受け、学校では運動制限や人数制限、時間制限等の感染拡大防止対策を行う中での活動を強いられてきました。その影響は大きく、子どもたちの体力の低下に拍車をかけました。

イ コロナ禍前後の記録の比較

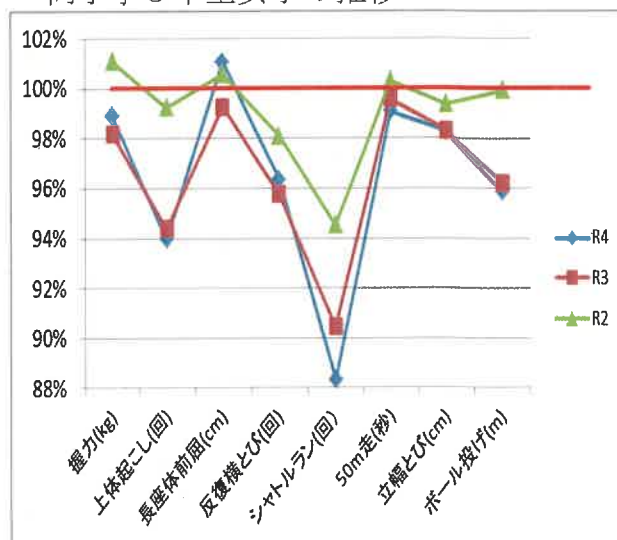
令和元年度の1,2学期は通常通りの活動ができていたので、スポーツテストの記録には、新型コロナウイルス感染症の影響が出ていない状況です。その令和元年度の記録を基準として、令和2～4年度の記録を比較することで、新型コロナウイルス感染症の影響を検証しました。

令和元年度の平均を100とした時の各種目の平均の比較

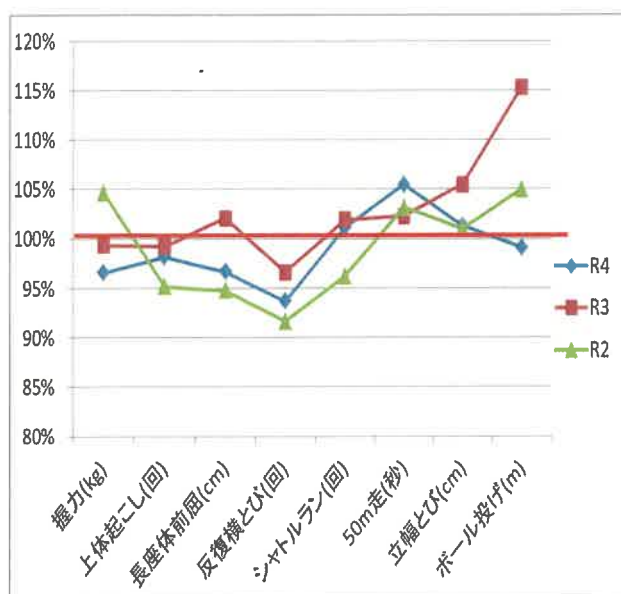
県の小学5年生男子の平均の推移



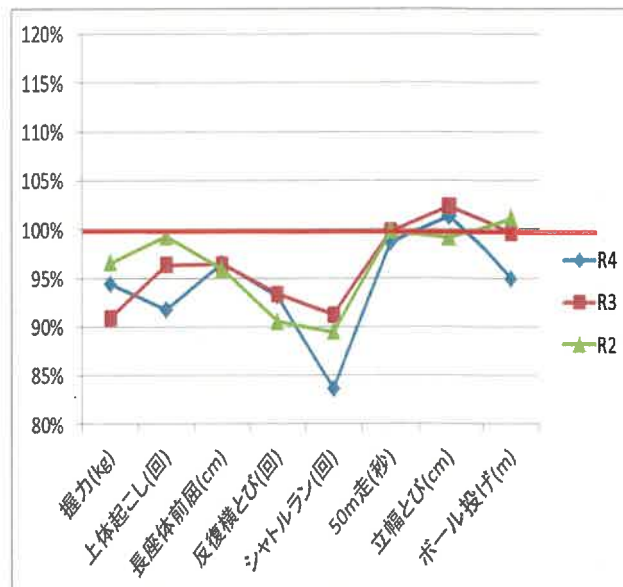
同小学5年生女子の推移



町の小学5年生男子の平均の推移

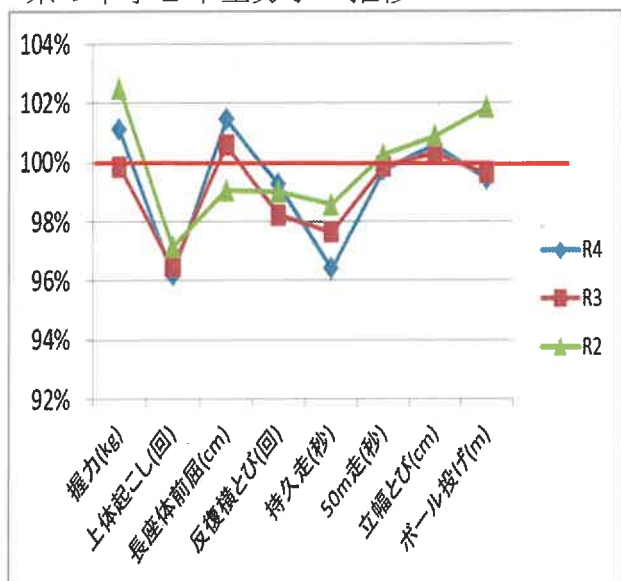


同小学5年生女子の推移

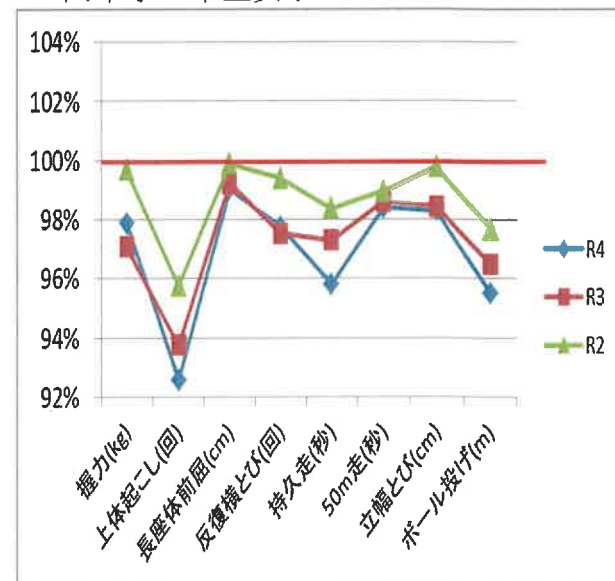


県、町の小学5年生の記録をみると、県の記録には、新型コロナウイルス感染症の影響が年々大きくなっていることが表れていると思われます。町の男子は、令和2年度に記録の低下がみられましたが、令和3年、4年と回復傾向が見られます。一方女子は、県と同様な傾向が見られ年々記録が低下しています。特に体力が必要とされるシャトルランの記録の低下が著しいです。

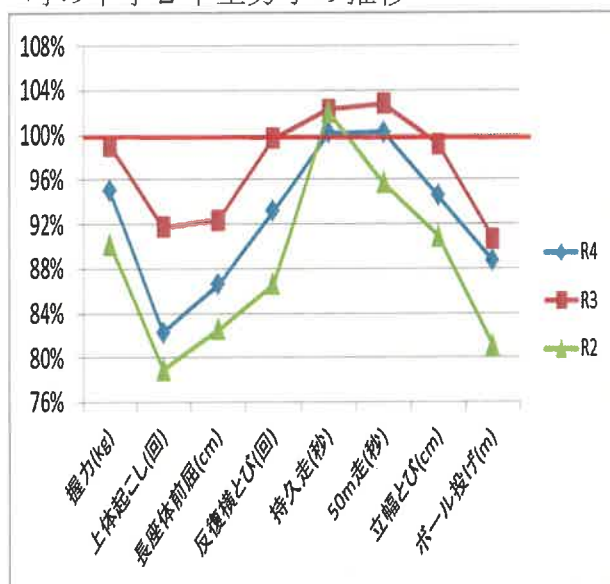
県の中学2年生男子の推移



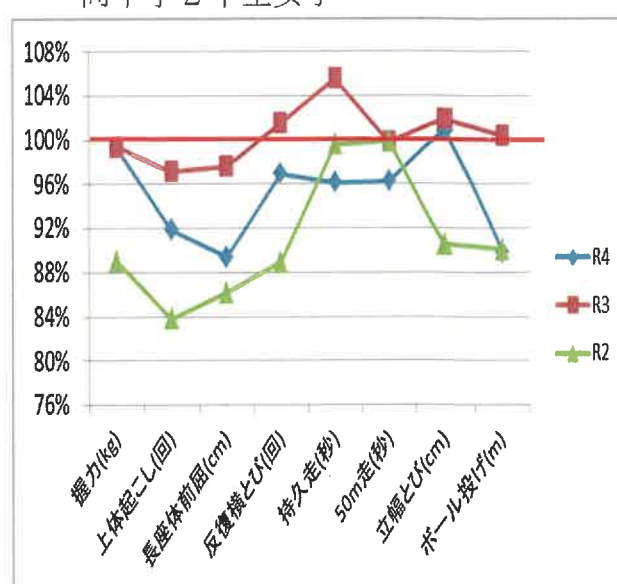
同中学2年生女子



町の中学2年生男子の推移



同中学2年生女子



県の中学2年生の記録を見ると、小学5年生と同様に年々記録の低下が見られています。その傾向は女子に顕著に表れ、上体起こしの記録にその傾向が強く出ています。町の記録では、休校措置直後の令和2年度に記録の低下が大きく見られます。また、以前から指摘されている、町の生徒の苦手種目である上体起こしに、大きな記録の低下がみられています。

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

第1期計画では、函南町の基本理念を「いつでも・だれでも・どこでも・いつまでも」として、「スポーツのまち函南」を目指し、様々な施策を展開してきました。スポーツは「こころ」と「からだ」の健全な発達を促すとともに、子どもから高齢者、障害のあるないに関わらず、それぞれの特性に応じてスポーツに親しむことで、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会の形成に寄与するものです。

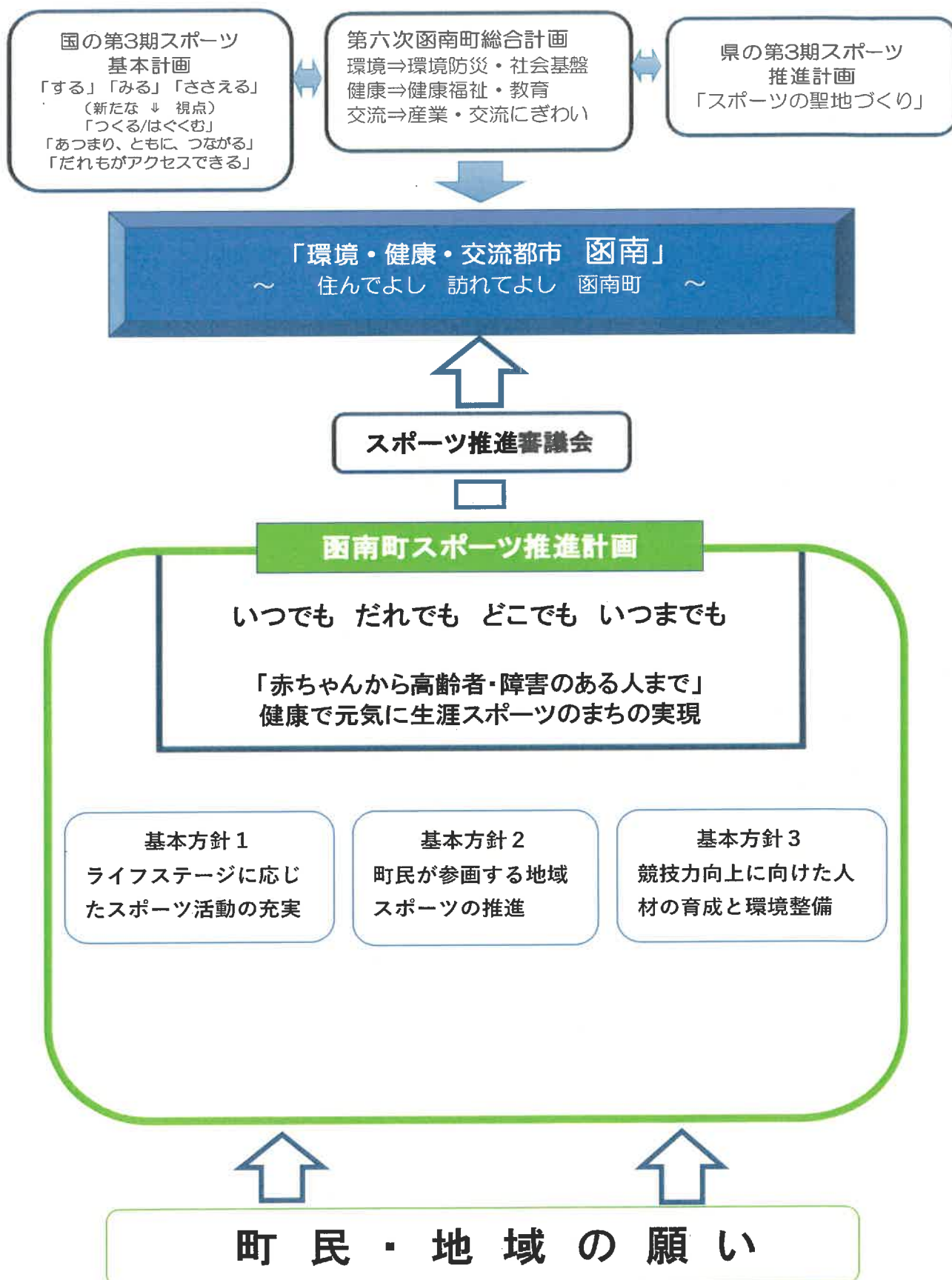
このように「スポーツのまち函南」宣言に基づき、赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで、様々な人が様々なスポーツに関わることができるような場を提案、提供することは、SDGsのゴールの一つである「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」ことにつながります。そのスポーツを推進するためには、基本的条件である指導者等の養成、スポーツ施設の整備、学校施設の利用、スポーツ事故の防止、運動部活動の地域連携等の整備を進める必要があります。

いつでも だれでも どこでも いつまでも

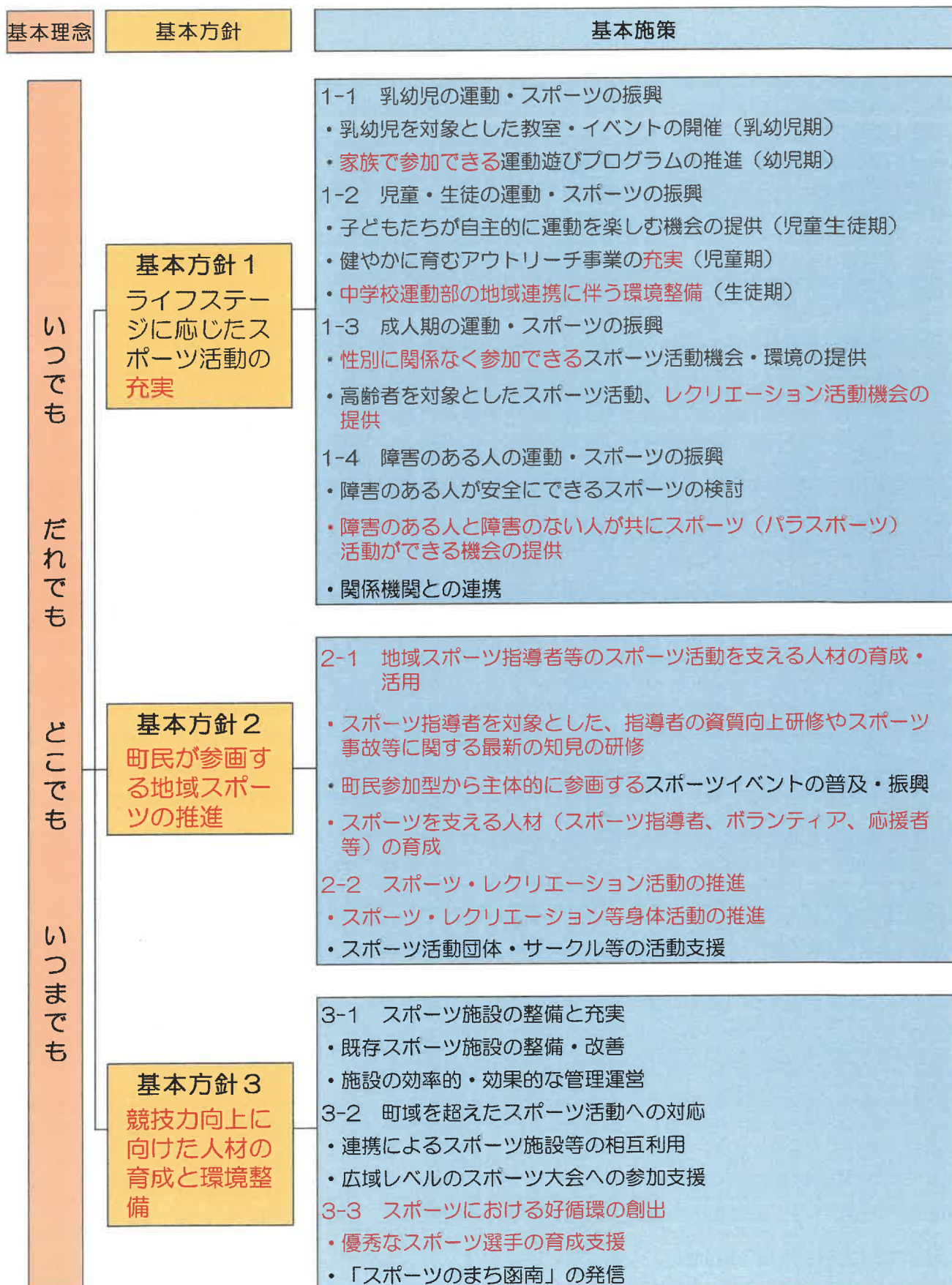
「赤ちゃんから高齢者・障害のある人まで」

健康で元気に生涯スポーツのまちな実現

2 スポーツ推進計画グランドデザイン



3 函南町スポーツ推進計画 体系図



第5章 具体的な施策

1 基本方針1 ライフステージに応じたスポーツ活動の充実

幼児期から高齢期、障害者まで、それぞれのライフステージに応じたスポーツへの参画機会を提供し、スポーツへの抵抗感を減らし、運動に親しむ機会の拡大を図ります。(1期計画)

(1) 乳幼児の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
乳幼児を対象とした教室・イベントの開催	・ 幼児と親を対象とした親子遊び教室の開催により、体を動かす「遊び」の活用を推進します。(町計画)
家族で参加できる運動遊びプログラムの推進	・ 乳幼児期における運動の大切さを伝えるために、県策定の①「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」②「ファミリー・チャレンジ・プログラム」③「ふじのくに運動遊びプログラム」の活用を推進します。(町計画)

①「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」

【0～3歳児を対象とした親子運動遊び】

②「ファミリー・チャレンジ・プログラム」

【4～6歳児を対象とした親子運動遊び】

③「ふじのくに運動遊びプログラム」

【1～3歳、3～5歳児を対象とした親子運動遊び】

プログラムの8つの運動能力

- ・ 走る ・ 跳ぶ ・ 投げる
- ・ リズム ・ すばやさ
- ・ やわらかさ ・ 力の入れ方
- ・ バランス王子

(2) 児童・生徒の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
子どもたちが自主的に運動を楽しむ機会の提供	・ 運動の日常化と体力向上を目指した、県の「体力アップコンテスト」への参加を促進します。 ・ 児童・生徒の体力向上を効果的、効率的に図るため「新体力テスト」の結果を分析し、各自の目標設定が適切にできるようにします。(県・町計画)
健やかに育むアウトリーチ事業の充実	・ 留守家庭児童保育所等を対象とした、多様な体験活動の機会を提供します。(町計画)
中学校運動部の地域連携に伴う環境整備	・ 中学生等の青少年にとってふさわしいスポーツ環境の実現を目指し、地域において子どものニーズに応じた多様なスポーツを安全・安心してできる環境を整備します。(国計画)

(3) 成人期の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
性別に関係なく参加できるスポーツ活動機会・環境の提供	・身近で気軽に取り組みやすいようなスポーツ教室やスポーツイベントを開催すると共に、施設 利用規則の見直しを行い、より利用しやすい環境を提供します。 (町計画改)
高齢者を対象としたスポーツ活動、レクリエーション活動機会の提供	・子どもから高齢者、障害の有無に関わらず、幅広い世代の人が楽しめるよう、 スポーツ推進委員等と 連携してニュースポーツやマインドスポーツ等を推進し、参加機会の提供や情報発信をします。(県町計画改)

(4) 障害のある人の運動・スポーツの振興

具体的取組	概 要
障害のある人が安全にできるスポーツの検討	・障害のある人が安全にスポーツを行うことができる環境を整備するため、スポーツ施設に対する障害のある人のニーズの把握に努めます。(県計画)
障害のある人と障害のない人が共にスポーツ (パラスポーツ) 活動ができる機会の提供	・障害のある人が身近な場所で 障害のない人と共に スポーツを実施できるよう、障害者スポーツの体験や障害者スポーツ用具の整備・利用の促進を図ります。(国計画改)
関係機関との連携	・障害のある人のスポーツ活動を促進するため、社会福祉協議会などの関係機関や団体との連携を図ります。

2 基本方針2 町民が参画する地域スポーツの推進

スポーツには、「する」「みる」だけでなく「ささえる」という方法でも参加ができます。町民のスポーツ活動を支える多様なスポーツ人材を育成し、その活用を促進することで、地域におけるスポーツの振興と活性化及び町民がスポーツ活動に参画する環境を構築します。(町六次総合計画)

(1) 地域スポーツ指導者等のスポーツ活動を支える人材の育成・活用

具体的取組	概 要
スポーツ指導者を対象とした、指導者の資質向上研修やスポーツ事故等に関する最新の知見の研修	・スポーツを楽しむためには、指導者が専門性を高め、年代やレベルに応じた適切な指導ができ、選手の能力を引き出すことが必要です。そのために、指導者が常に最新の情報が得られるよう環境を整備し、指導者の資質向上を図ります。(県計画改)
町民参加型から主体的に参画するスポーツイベントの普及・振興	・スポーツコーディネーターの役割を担えるよう、スポーツ推進委員の資質向上を図り、町のスポーツイベントに参画し、スポーツの普及促進を図ります。(県町計画改)

スポーツを支える人材（スポーツ指導者、ボランティア、応援者等）の育成	・幅広い町民が親しめるスポーツの指導者の育成を図ります。 ・マラソン大会や駅伝大会等の大会を支えるボランティアの育成を図ります。（町計画改）
------------------------------------	---

（２）スポーツ・レクリエーション活動の推進

具体的取組	概 要
スポーツ・レクリエーション等身体活動の推進	・スポーツ・レクリエーションのための整備を行い、町民・民間が施設を利用しやすい環境づくりに努めます。（町六次総合計画）
スポーツ活動団体・サークル等の活動支援	・中学校部活動の地域連携を踏まえ、受入団体の把握、児童生徒への参加の呼びかけや保護者への働きかけ、PR活動等を行い、参加の促進をします。（町計画）

３ 基本方針３ 競技力向上に向けた人材の育成と環境整備

地元の選手が活躍する姿は、見る人の感動や興奮を喚起し、スポーツを始めるきっかけや、継続することにつながります。既存の体育施設をより効率的に活用し、魅力あるスポーツの推進や、トップアスリートを目指す人材の育成を目指します。（町六次基本計画）

（１）スポーツ施設の整備と充実

具体的取組	概 要
既存スポーツ施設の整備・改善	・既存のスポーツ施設の利便を図るため、施設や用具の整備、充実に努めます。（町計画）
施設の効率的・効果的な管理運営	・いつでも気軽に利用できるよう、施設利用者のニーズの把握に努め、利用条件の工夫改善を図り、施設の効率的・効果的な管理に努めます。（町計画改）

（２）町域を超えたスポーツ活動への対応

具体的取組	概 要
連携によるスポーツ施設等の相互利用	・近隣自治体と連携を図り、各自治体の枠を超えた施設利用を推進し、町民のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。（町計画）
広域レベルのスポーツ大会への参加支援	・全国大会や県市町対抗駅伝競走大会などの、広域レベルでの大会への町民の参加を支援するとともに、学校や企業と連携して運動公園を拠点施設とする活用の充実を目指します。（町計画）

(3) スポーツにおける好循環の創出

具体的取組	概 要
優秀なスポーツ選手の育成支援	・町民のスポーツに取り組むモチベーションを高めるため、将来有望な選手の育成支援をします。 ・函南運動公園を拠点施設とする活用の充実に努めます。
「スポーツのまち函南」の発信	・平成 28 年に発した「スポーツのまち函南」宣言により、生涯を通してスポーツを愛し、健康でたくましい心と体をつくり、明るい豊かな郷土を築くため、町内外に「スポーツのまち函南」を発信します。

4 今後5年間の数値目標（アクションプラン）

	施 策	項 目	現状値 (R4)	目標値 (R10)
基本方針 1	児童・生徒の運動・スポーツの振興	「新体力テスト」の記録が小3から中3全種目において県平均を上回る割合	小 85.9% 中 27.1%	小 % 中 %
		成人の週 1 回以上スポーツ実施率	36.5%	%
	成人期の運動・スポーツの振興	高齢者（65歳以上）の週 1 回以上スポーツ実施率	新規 48.8%	%
		パラスポーツの大会・教室等の開催数	新規	回
基本方針 2	スポーツを支える人材（スポーツ指導者、ボランティア、応援者等）の育成	マラソン大会や駅伝大会等の大会を支えるボランティアの数	新規	人
	スポーツ・レクリエーション等身体活動の推進	町内体育施設の延べ利用者数	12.5 万人	人
基本方針 3	近隣自治体との連携によるスポーツ施設等の相互利用	近隣自治体と合同で開催したスポーツイベントの数	新規	回
	広域レベルのスポーツ大会への参加支援	運動公園で開催した広域レベルの大会の数	11 大会	大会

資料 4

議事

(4) 報告事項について

ア 学校部活動の地域連携に向けた取り組みについて（報告）

学校部活動の地域連携に向けた取り組みについて（報告）

1 概要

昨年度の総合教育会議の中で、「令和5年度からの教育環境整備」として、以下に取り組むとしている。

教員の働き方改革を踏まえながら、生徒が安定した時間を過ごすことで、自身の心身の健康に留意し、趣味や身近な課題など興味・関心のあることについて、広くまたは深く追求するための時間を確保するため、年間を通じて適度な頻度で部活動を行えるよう教育環境を整備します。

具体的には、以下の3点に取り組みます。

◎教員の勤務時間終了時刻(16時30分)までに、部活動を含むすべての教育活動を終了する。

- ・原則週4日（平日3日＋土日いずれか1日）を活動日とする。
- ・年間を通して、「部活動ガイドライン」に準じた活動時間を適切に確保する。

令和4年度 第2回 函南町総合教育会議 資料2より

2 実際（アンケート結果より）

上記の取り組みがはじまり約3ヶ月が経過したところで、生徒の実情を把握するため、町内中学校の生徒に対してアンケートを実施し、1人1台端末を用いて回答を得た。（参考資料4－1）【n=739 回答率81.7%】

これまでの取組の成果や課題を明確にするため、アンケート結果と前回の総合教育会議で示した『生徒に期待される効果』と比較しながら現状を確認する。

『生徒に期待される効果』

- ・年間を通じて、安定した生活を送ることで、心身の健康、保持増進が期待できる。
- ・帰宅時間を早めることで、日没後の下校を避け、生徒の安全面に配慮できる。
- ・生徒が家庭学習や学校外で自ら取り組みたいことの時間を確保することで、自己教育力の伸長が期待できる。

① あなたの心身の健康のために良いと思う

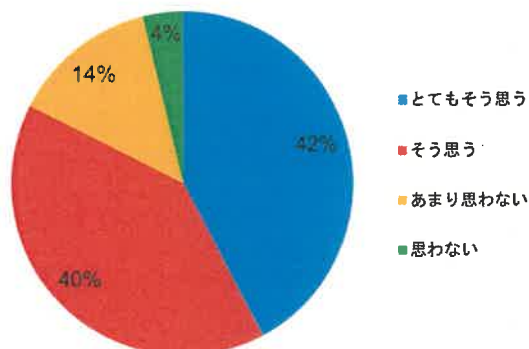
◎全体の8割以上が「とてもそう思う」「そう思う」と肯定的に回答している。

➡この結果から『生徒に期待される効果』の「心身の健康、保持増進」について、効果的であると考えられる。

▲否定的な意見は、全体の2割弱を占めている。理由として

- ・月曜日課の7時間目設定
 - ・水曜日課の5時間授業→6時間授業
- など、日課変更による負担を挙げている。

①あなたの心身の健康のために良いと思う



② あなたは帰宅後の生活にゆとりを感じている

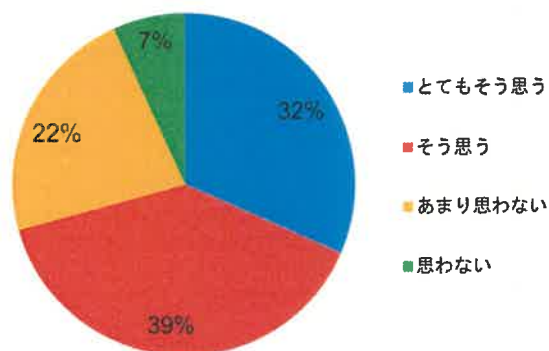
◎全体の約7割が帰宅後の生活にゆとりを感じている。

【肯定的意見記述】

- 「ゆっくりすごせるようになった」
- 「冬は暗くないから安全に帰られる」
- 「帰りが早くなって、今までできなかったことができるようになった」
- 「勉強・自主練ができる時間が増えた」

➡帰宅時間を早めることにより、「生徒の安全面への配慮」や、「生徒が家庭学習や学校外で自ら取り組みたいことの時間を確保する」ということを生徒自身が実感できている。

②あなたは帰宅後の生活にゆとりを感じている



▲3割弱の生徒が否定的な意見をもっている。

【否定的意見記述】

- 「帰るとすぐに習い事があり休む時間がかなりなくなった」
- 「部活動が短くなったことでクラブのナイターが早まり、より忙しくなった」
- 「5時間部活なしの時間がなくなって、趣味やゲームの時間が減った」

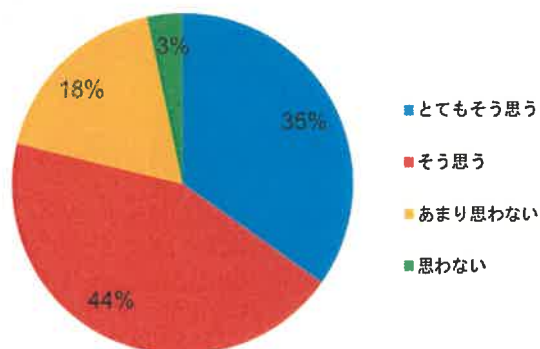
➡質問①と同様、日課的な負担感に加え、クラブ活動や習い事を行っている一部の生徒は、余裕がないと感じている。

③あなたは帰宅後の時間を自分で考えて過ごさせている

◎全体の約8割が「自分で考えて過ごさせている」と認識している。

➡質問①～③の中では「思わない」の割合が3%と最も低く、多くの生徒が時間を有効に使おうと考えていることがわかる。

③あなたは帰宅後の時間を自分で考えて過ごさせている



実際の時間の使い方については、次のような回答を得た。

④現在、帰宅後の時間をどのように使っていますか。(複数選択可)

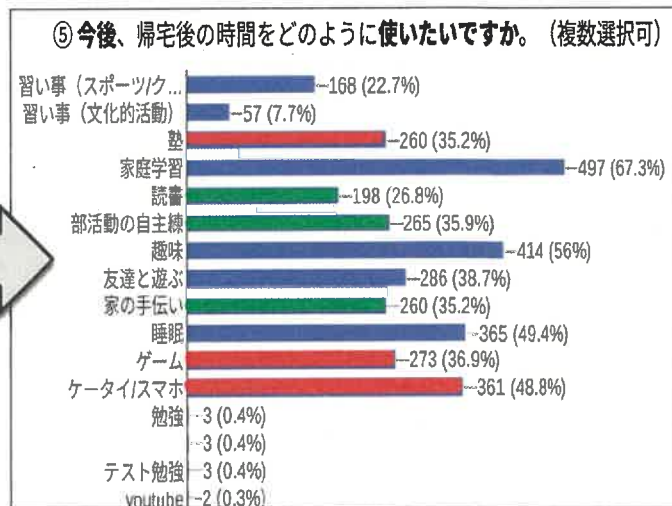
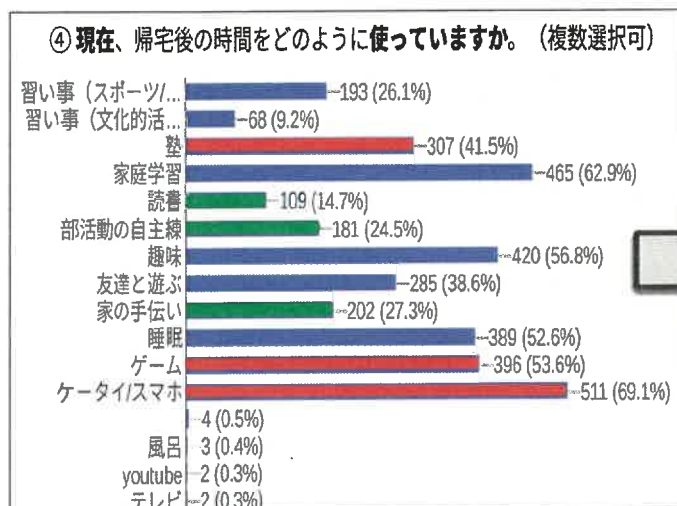
- ・「ケータイ/スマホ」(69.1%)、「家庭学習」(62.9%)、「趣味」(56.8%)、「ゲーム」(53.6%)、「睡眠」(52.6%)に時間を割いている。
- (特に「ケータイ/スマホ」については 約7割 500人超 が回答)

「自己教育力の伸長」という観点から、生徒自身の思いを把握するため次のような質問をし、回答を得た。

⑤今後、帰宅後の時間をどのように使いたいですか。(複数選択可)

- ・「家庭学習」(67.3%)が最多で、次いで「趣味」(56.0%)と続いている。
- ・「ケータイ/スマホ」は48.8%で4番目になっている。

そこで、質問④と⑤を比較し、5%以上回答が増減した項目に着目した。
(以下、減少：赤色 増加：緑色)



5 %以上回答が増減した項目

減少	ケータイ/スマホ	ゲーム	塾
	▲20.3%	▲16.7%	▲6.3%
増加	読書	部活動の自主練	家の手伝い
	+12.1%	+11.4%	+7.9%

- ➡「ケータイ/スマホ」「ゲーム」「塾」の時間を抑えて、「読書」「部活動の自主練」「家の手伝い」に時間を割きたいと考えていることが分かる。
このアンケート結果を基に、各学校で帰宅後の時間の使い方を含め、自己の生活について考える機会を設けることが「自己教育力の伸長」につながると考えられる。
- ➡習い事(スポーツ/クラブ含む)、(文化的活動)の割合が減っているなか、「趣味」や「友達と遊ぶ」の数値に大きな変化は見られない。このことから、『習い事以外の交流の場』『友達と趣味のような活動ができる場』のニーズが一定数あると考えられる。

3 生涯学習課の取り組み

生徒の下校時刻が通年で16時30分となることで、生徒の余暇が増えると思定されることから、余暇の過ごし方の選択肢となるよう、体育協会、スポーツ少年団、文化協会、その他社会教育団体の協力を得て「中学生向け生涯学習案内」（参考資料4-2）を作成し、1人1台端末を用いて町立中学校全生徒に配付した。併せて、生徒が興味を持った団体とのマッチングをするために、生涯学習課あて問い合わせフォームを作成し、公開した。

「中学生向け生涯学習案内」を作成する過程において、受入側が、中学生のみを対象にした活動の場を新たに設定しないと誤解していたり、指導についての不安を抱えていたりするパターンが散見された。これは、報道等で「部活動の地域移行」という表現を用いていることから、受入側が「中学校の部活動と同様の形式で実施しなければいけない」と捉えたということであり、各団体が現状行っている活動に中学生を受け入れることができるかという教育委員会側の意図とは乖離がある。

「地域移行」という単語のイメージが独り歩きし、部活動の地域連携のあり方についての誤解を生まないよう、生徒・保護者・地域住民等に向けた『函南町版』の部活動と地域活動の協働・融合に向けた取り組みを、新たな表現で発信することも検討していきたい。

4 今後の方向性

- ・教育環境整備については、今年度いっぱいをかけて取組の進捗や成果、課題を見守っていく。
- ・生徒へのアンケートを一定期間あけて再度実施し、データを取る。その際、④⑤のアンケート項目に習い事以外の「スポーツ」「文化的活動」等を追加し、生徒のニーズを把握する。
- ・生徒以外の実情を把握するため、アンケート等により保護者や教職員の意見も収集する。
- ・生涯学習課と連携し、情報を共有する体制づくり、受け皿整備を進める。
- ・「中学生向け生涯学習案内」を定期的に更新し、伊豆市・伊豆の国市を含めた2市1町間での広域的な情報提供についても検討する。
- ・部活動の地域連携に必要な協議会の設置を検討する。
- ・国や県が示す「休日の部活動」の在り方について、近隣市町の動向を見守りながら、部活動指導員の運用や兼職兼業の規定等の検討を行う。

引き続き、学校・地域・家庭とともに生徒を見守り、「地域の子供たちは、地域で育てる」という意識のもと、生徒の健やかな成長を保障できるよう、学校と地域が協働・融合した持続可能な環境整備を進めていく。

【完全下校 16：30】に関するアンケート

今年度から完全下校が 16：30 となりました。「部活動の時間をガイドラインに沿って十分確保したい」「授業時数も確実に確保する」など、様々な思いを踏まえて、時間割が変更されています。下校時刻変更にともない、みなさんの様子について教えてください。

あなたの学校を教えてください

(函南中学校・東中学校)

あなたの学年を教えてください

(1 年・ 2 年・ 3 年)

あなたのクラスを教えてください。

(1 組・ 2 組・ 3 組・ 4 組・ 5 組・ 6 組・ 7 組・ 8 組・ 9 組)

①【健康】あなたの心身の健康のために良いと思う

(とてもそう思う・ そう思う・ あまり思わない・ 思わない)

②【生活】あなたは帰宅後の生活にゆとりを感じている

(とてもそう思う・ そう思う・ あまり思わない・ 思わない)

③【時間】あなたは帰宅後の時間を自分で考えて過ごせている

(とてもそう思う・ そう思う・ あまり思わない・ 思わない)

④現在、帰宅後の時間をどのように使っていますか。(すべてを選択)

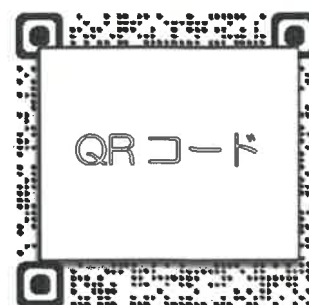
- ・ 習い事 (スポーツ/クラブ含む) ・ 習い事 (文化的活動) ・ 塾
- ・ 家庭学習 ・ 読書 ・ 部活動の自主練 ・ 趣味 ・ 友達と遊ぶ
- ・ 家の手伝い ・ 睡眠 ・ ゲーム ・ ケータイ/スマホ
- ・ その他 ()

⑤今後、帰宅後の時間をどのように使いたいですか。(すべてを選択)

- ・ 習い事 (スポーツ/クラブ含む) ・ 習い事 (文化的活動) ・ 塾
- ・ 家庭学習 ・ 読書 ・ 部活動の自主練 ・ 趣味 ・ 友達と遊ぶ
- ・ 家の手伝い ・ 睡眠 ・ ゲーム ・ ケータイ/スマホ
- ・ その他 ()

⑥完全下校が 16：30 になって、あなたの生活にはどのような変化がありましたか。

具体的に教えてください。(自由記述) ※任意



中学生向け生涯学習案内

函南町で普段活動している団体で、中学生が参加できる団体を紹介します。
見学だけでも可能です。興味のある活動があれば生涯学習課に問合せ下さい。



【体育協会加盟団体】

団体名	活動内容(種目)	活動日時	活動場所	備考
武術太極拳部	武術太極拳	火,木 13:30~15:00	函南町体育館(火) 函南小体育館(木)	
バドミントン部	バドミントン	水,金 19:00~21:00 土 9:00~12:00	東小,丹那小体育館	
卓球部	卓球	月,金 18:30~21:15	函南中体育館	
バレーボール部	バレーボール	火,金 18:00~21:30	函南町体育館	
函南柔道会	柔道	火,金,土 18:30~21:30	函南中体育館	
日本空手協会 修明塾	空手	火,水 19:00~21:00	函南中体育館	
空手道体和館	空手	月 19:30~21:00 火 18:30~21:00 金 19:00~21:00	東小体育館(月) 函南小体育館(火,金)	

【スポーツ少年団加盟団体】

団体名	活動内容(種目)	活動日時	活動場所	備考
函南少年野球クラブ	野球	水 18:30~21:00 土,日 日中	柏谷公園野球場 函南小第2グラウンドほか	
函南シリウス	野球	水 18:30~20:30	桑村小グラウンド	
函南ソフトボール スポーツ少年団	ソフトボール	火,木 18:00~21:00 土 13:00~17:00 日 8:00~17:00	柏谷公園野球場(火,木) 西小グラウンド(土,日)	
函南RC	陸上競技	月~金 18:00~20:00 土日 午前中	函南中グラウンドほか	
ST函南	陸上競技	月,水 18:30~20:30 金 19:00~20:30 大会のある土日	西小グラウンドほか	
函南サッカースポーツ 少年団	サッカー	木 19:00~21:00 土 8:30~11:30	肥田簡易グラウンドほか	
函南ドッジボール教室 &クラブ	ドッジボール	日 9:00~15:00	函南小体育館ほか	

【文化協会加盟団体】

団体名	活動内容(種目)	活動日時	活動場所	備考
ひまわりの会	生け花	月1回土曜日 13:00~15:00	文化センターなど	花材費がかかります。
池坊正流 かなみ会	生け花	第1,3木曜日 15:00~17:00	文化センター	花材費等がかかります。
千丈民謡会	日本民謡 三味線	隔週土曜日 9:30~11:30	西部コミュニティ センター	
八舟会	日本舞踊 三味線	月,火,木曜日 時間は相談で	講師自宅	多数の場合は西部コミュニ ティセンターに変更

【その他社会教育関係団体】

団体名	活動日時	活動場所	備考
ボーイスカウト函南第1団	月2回程度（土日祝） 10：00～15：00	桑原地内	
ボーイスカウト函南第2団	月2回程度（土日祝） 10：00～15：00	間宮地内	
間宮子供しゃぎり会	毎週水、金、日曜日 18：30～19：30 19：30～20：30	間宮公民館	
大土肥区しゃぎり	毎週木曜日 19：30～21：00	雷電神社境内	
柏谷区しゃぎり	毎週水曜日 19：30～20：30	柏谷コミュニティーセンター	
仁田しゃぎり	毎週月曜日 19：30～20：30	仁田公民館	

【函南町スポーツ推進委員会】

事業名	開催日時	開催場所	備考
ニューススポーツ体験教室	水 19：30～21：00 開催日はHP（※）に掲載	函南町体育館 函南中体育館 東小体育館	申込書に保護者の同意が必要です。

※ニューススポーツ体験教室HP



URL <https://www.town.kannami.shizuoka.jp/bunka/sports/sports-propulsion/NEWSSPORTS202001.html>

お問い合わせは専用フォームをご利用ください。



URL <https://logoform.jp/f/qINyi>



専用フォームに入力いただいた内容は、生涯学習課から各団体にお知らせし、代表者から保護者様へ連絡します。
活動場所や活動時間は変更になる場合がありますので、詳細は各団体にご確認のうえご参加ください。

Memo



議事

(4) 報告事項について

イ チャレンジ教室、ステップルームの利用状況について(報告)

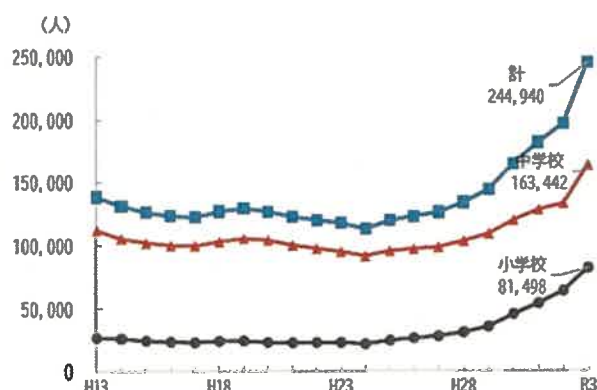
チャレンジ教室、ステップルームの利用状況について（報告）

不登校児童生徒への支援については、様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたが、不登校児童生徒数は依然として高い水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっている。

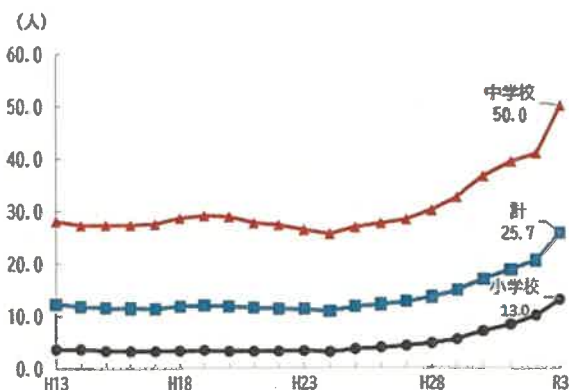
こうした中、文科省より令和元年10月に「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」が出され、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、教育機会の確保等に関する施策の推進が求められている。（参照資料5－1）

1 国の不登校の現状

■ 不登校児童生徒数の推移



■ 不登校児童生徒数の推移（1,000人当たり不登校児童生徒数）



- ・小中学校ともに、「不登校児童生徒」として調査を開始した平成10年度以降で、不登校児童生徒数は最多（小中学校で計約24.5万人）となっている。
- ・不登校児童生徒数が9年連続で増加、55%の不登校児童生徒が90日以上欠席している。（特に中学校において、不登校者数に占める「欠席日数90日以上」の者の割合が約60%と高く、一度不登校に陥ると学校復帰が困難になる傾向が強いと推察される）
- ・学校内外の専門機関等で相談・支援等を受けていない児童生徒は36.3%で、約9万人に上る。

（参考資料5－2）令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要（一部抜粋）

【国の不登校対策】

これらを受け、文科省は3月31日「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLOプラン』」を公表した。

不登校対策の3つの柱として「不登校児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」「心の小さなSOSを見逃さず、『チーム学校』で支援する」「学校風土の『見える化』を通して、学校を『みんなが安心して学べる』場所にする」ことが位置付けられた。

2 函南町の不登校の現状

(R3～R4年度末の同時期比較による不登校等の状況から)

- ・不登校児童生徒数に関して、R3年度末とR4年度末の比較においては、小中学校において、若干の人数増が見られたが、ほぼ横ばいの状況である。
- ・R4年度の不登校児童生徒の長期欠席(90日以上)については、国と同様に約半数を示していた。その中で、学校外の専門機関、主に「チャレンジ教室」に在籍していた児童生徒が、半数以上存在している。また、SC等の支援を受けている児童生徒が約20%存在している。

【函南町の不登校対策】

(1) 「個々のニーズに応じた受け皿の整備」

函南町における受け皿の整備については、心理的・情緒的原因等により不登校の状態にある児童生徒に対してカウンセリングや学習支援、集団生活への適応支援等を行っている。また、社会的自立に資することを目的とした「チャレンジ教室(適応指導教室)」の運営に加え、所属学級の学習や諸活動への参加に消極的な生徒や集団に適応することが難しい生徒に対して、学校内で安心して、心落ち着ける「居場所」を提供する「ステップルーム(校内適応指導教室)」の運営を行っている。

チャレンジ教室(適応指導教室) (R5年度)

4月～7月の月別入級児童生徒数(人)

		4月	5月	6月	7月
中学校	男	4	7	8	8
	女	11	13	16	17
小学校	男			1	1
	女				
合計		15	20	25	26

利用の状況

1学期は、月ごと入級人数が増え、7月時点で26人在籍している。

朝から終了まで通級している生徒は少なく、「個別ブース」での活動を希望する生徒も明らかに増加傾向が見られる。従前と異なり、個別に活動はできるが、小集団活動への参加が困難な生徒が増えている。

今年度、公認心理師1名を増員したことにより、チャレンジスタッフだけでなく、教育支援センタースタッフや心理士によって細かく支援することができている。しかし、不登校児童生徒への支援拡大に向けては十分とは言えない。

「チャレンジ教室」へ通級する不登校児童生徒の数が、例年、30名を超える中で、今の環境で受け入れられる人数の最大は30名が限度であり、今後、一層個別化が進むことを考えると、人的配置とともに活動場所の拡大が急務である。

ステップルーム（校内適応指導教室）（R5 年度）

函南町では、令和 5 年度 4 月より、函南中学校・東中学校の 2 校に校内適応指導教室として「ステップルーム」を設置し、運用を開始している。生徒に「自分の居場所」としての選択肢を増やし、個々の心の安定につながる支援を行うことで、不安感の解消や意欲の回復等、効果を上げている。

- ・専属の支援員を各校 1 名配置
- ・県費 SSW(町費兼務) 1 名を年間計画に基づき配置
- ➡社会的自立に向けた充実支援を展開

4 月～7 月の月別利用生徒数（人） [延べ数]

	4 月	5 月	6 月	7 月	合計
函 南 中 全 体	49	116	179	114	458
平均利用生徒数（人/日）	3.3	5.8	8.1	8.1	6.5
東 中 全 体	38	93	129	84	344
平均利用生徒数（人/日）	2.5	4.9	5.9	6.0	4.9

利用の状況

これまで学校に登校できなかつたり、教室に入りづらくなつたりする生徒にとっての「居場所」となっている。また、少人数で楽しく会話をしたり勉強を教え合ったりする活動を通して、社会的自立に向けたコミュニケーションの場としても機能している。設置の目的に対する充足度としては高く、長期欠席生徒の減少にも寄与している。

【利用生徒の声】

- 安心して過ごせるし、小 6 のときより登校できるのがうれしい。
- 自分と同じような悩みを持っている人がいて少し安心した。
- 自分のペースで勉強ができる。
- 先輩後輩関係なく仲良くなれる。
- 学年によって、先生方の対応が違う。
- 自分で決めたことをやっているのに、先生に指示されること。
- 教室にいる仲間の目が気になる。

【保護者の声】

- ・ステップルームができて、親子ともに気持ちが楽になった。
- ・まずは、ステップルームに安定して通ってほしい。

現状、支援員、SSW、不登校担当教員を中心に、管理職や通級指導教室担当教諭等との協力体制はできつつある。一方で校務の関係で十分な打ち合わせの時間を確保することの難しさも見られる。また、教科によっては、教室で授業を受ける生徒もいることから、そのような生徒が負担なく教室に入れるような環境を整えておく必要がある。

教員の指導方針の差によって生徒が不安にならないよう、改めて、「安心できる居場所」というステップルームの在り方を教員間で共有し、その子らしさを認め、受け入れ、意欲を引き出すための体制づくりを進めていく。

(2)「教育支援センターが拠点となる児童生徒や保護者に必要な支援」

函南町教育支援センターでは、平成 28 年に設立・稼働されて以降、保護者との相談、また、学校で実施される様々な個別ケース会議等への情報提供、支援協議への参加等、実践を積み重ねてきている。

【令和 4 年度末の相談実績等】

保護者等来所相談件数	…113 件	(内、不登校関連の相談	52%)
保護者等電話相談件数	…174 件	(内、不登校関連の相談	46%)
学校等ケース会議支援	… 51 件	(内、不登校関連の支援	43%)

函南町では、教育支援センターをはじめ、学校教育課、子育て支援課、療育関連も含めた福祉課等が横の連携を組み、相談窓口を設け対応している。また、相談内容に応じて、相互に窓口紹介、情報提供も行っている。

学校と地域・関係機関連携・協働等においては、子育て支援課、教育支援センターが窓口となり、活動を推進している。

コミュニティ・スクールも十分な活動が有り、また、SC・SSWの関係機関との連携は、教育支援センターを中核としながら、順調に進めている。

3 今後の方向性

不登校に関して、文科省の不登校対策『COCOLO プラン』をはじめ、国の動向を注視しながら様々な対策を検討し実践していく。特に、今年度から設置された両中学校の「ステップルーム」並びに、スタッフが充実してきた「チャレンジ教室」、また、福祉との連携による「アウト・リーチ」等の実践が軌道に乗ることで、児童生徒の選択肢の増加、保護者支援の充実等がなされ、その相乗効果で、現状課題となっている長期不登校等の現状改善を目指していく。

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年10月25日

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

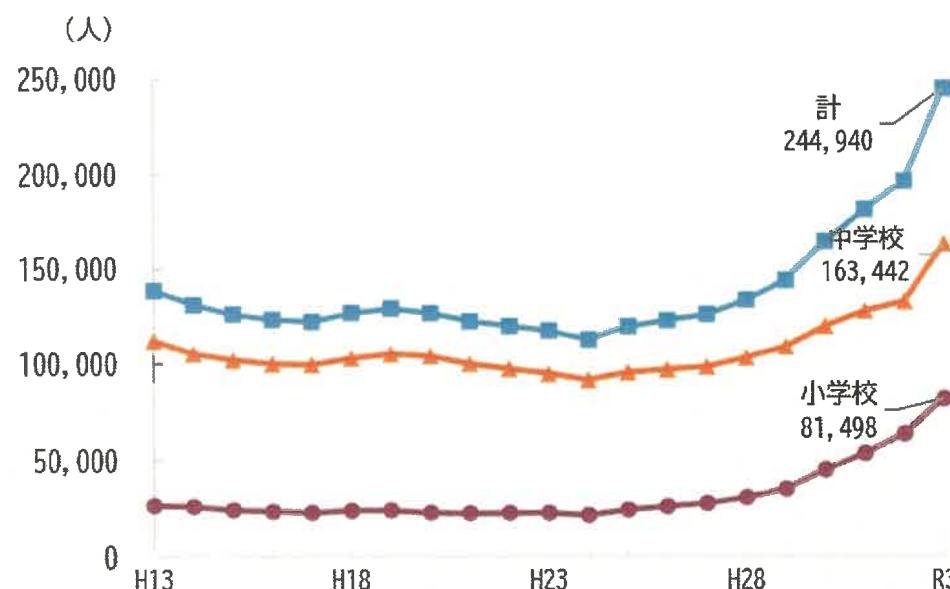
家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

小・中学校における不登校の状況について

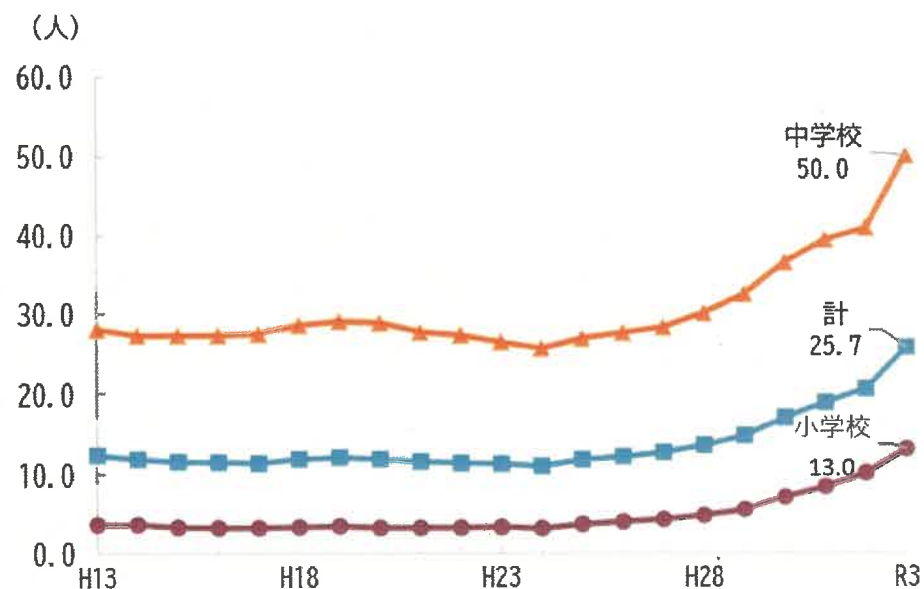
参考資料
5-2

- 小・中学校における長期欠席者のうち、不登校児童生徒数は244,940人(前年度196,127人)であり、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人(前年度20.5人)。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

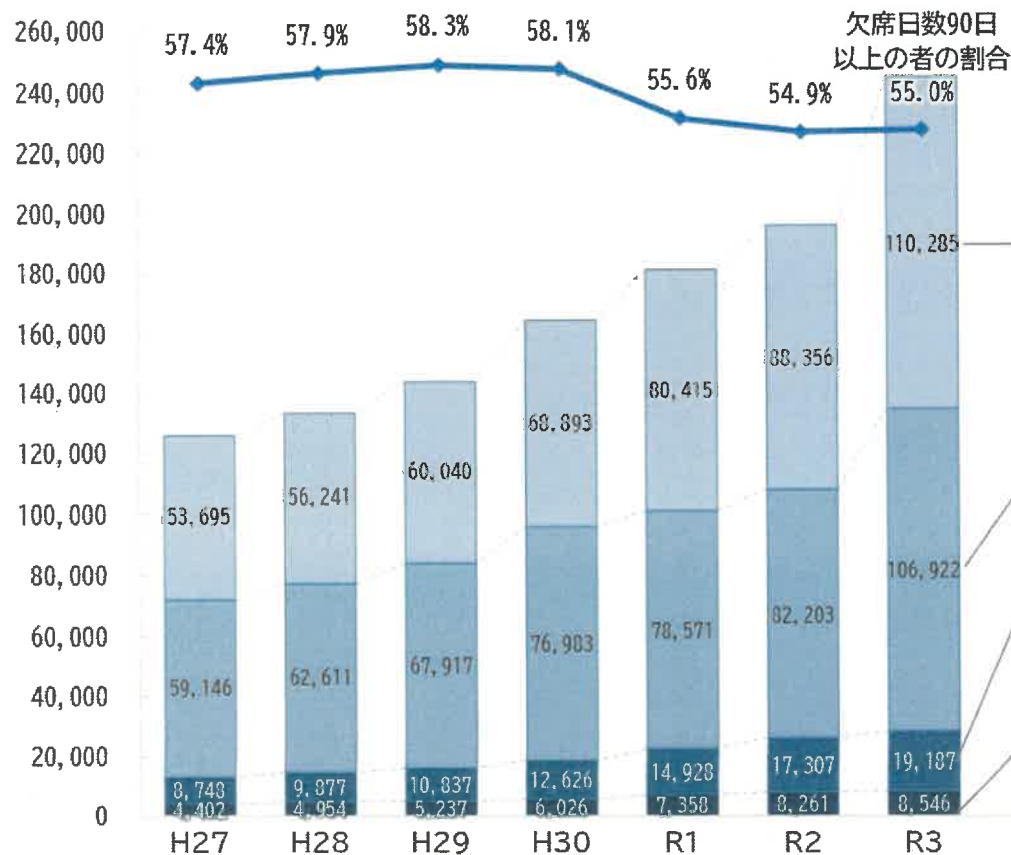
小・中学校における不登校の状況について

● 不登校児童生徒のうち90日以上欠席した者は134,655人(55.0%)であった。

不登校児童生徒の欠席期間別人数

● 推移表(小・中合計)

● 令和3年度の状況



	小中合計	小学校	中学校
不登校児童生徒数	244,940	81,498	163,442
欠席日数30～89日の者	110,285	45,488	64,797
	45.0%	55.8%	39.6%
欠席日数90日以上者の者	134,655	36,010	98,645
	55.0%	44.2%	60.4%
うち、出席日数11日以上者の者	106,922	29,569	77,353
	43.7%	36.3%	47.3%
うち、出席日数1～10日の者	19,187	4,117	15,070
	7.8%	5.1%	9.2%
うち、出席日数0日の者	8,546	2,324	6,222
	3.5%	2.9%	3.8%

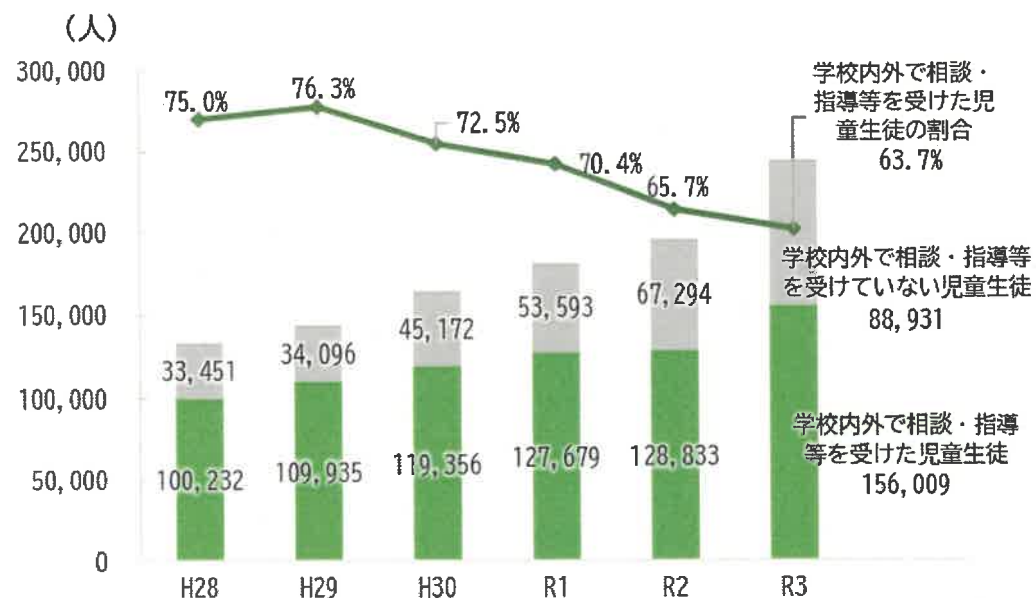
※ パーセンテージは、各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

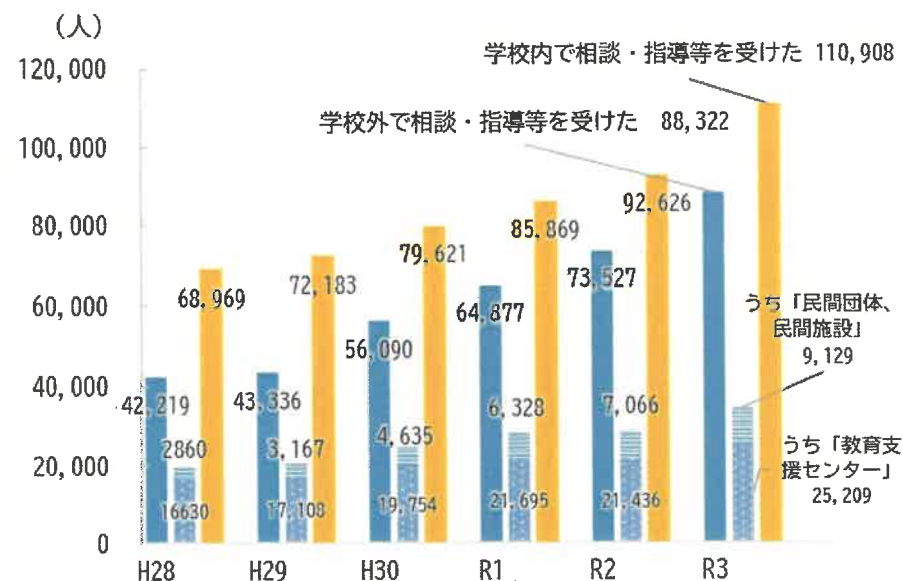
小・中学校における不登校の状況について

- 学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約15万6千人(前年度約12万9千人)で、不登校児童生徒に占める割合は63.7%(前年度65.7%)である。

不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況



学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒の状況



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

自宅におけるICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数

